

愛媛県・市町連携推進プラン

～ “チーム愛媛” の推進 ～

愛媛県・市町連携政策会議

平成24年3月

第1章 県・市町連携の取組の背景

- 1. 地方分権改革の進展…………… 1
- 2. 厳しさを増す地方財政…………… 2

第2章 県・市町連携の必要性

- 1. 「チーム愛媛」による総合力の発揮…………… 3
- 2. 県と市町の役割分担と二重行政の解消…………… 3
- 3. 組織の垣根を越えた施策連携…………… 4

第3章 県・市町連携政策会議

- 1. 県・市町連携の推進母体…………… 5
- 2. 県・市町連携政策会議での取組…………… 5
- 3. 検討の基本的な姿勢…………… 5

第4章 具体的な連携施策

- 取組の効果について…………… 7
- 1. 新規の連携施策…………… 9
 - 『自立』のための連携…………… 10
 - 『創造』のための連携…………… 26
- 2. 通常業務内で連携を強化する項目…………… 40
- 3. 継続検討項目…………… 43
- 4. 個別課題への対応…………… 45

第5章 「チーム愛媛」の推進

- 1. 「チーム愛媛」の基本理念……………47
- 2. 「チーム愛媛」推進の取組……………48
- 3. 地域の政策課題に対する連携施策の創出……………49
- 4. 市町支援の体制の充実……………51
- 5. 行政改革・分権改革のための取組……………52
- 6. 人事相互交流の拡大……………53



第1章 県・市町連携の取組の背景

1. 地方分権改革の進展

現在、地域社会は、人口減少や少子高齢化、グローバル化に伴う地域間競争の激化など、様々な問題に直面しています。そのような中、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るためには、地方分権改革を推進し、地方自治体が自らの判断と責任において、効果的・効率的な行政運営を行うことが重要となります。そのためには、戦後、大きく社会情勢が変化する中であっても変わることのなかった、国・県・市町村の役割分担を大きく見直すことが必要となります。

愛媛県では、平成の大合併で大幅に市町村合併が進んだこともあり、行政サービスの向上や広域的なまちづくりに取り組む市町村に対し、積極的に権限移譲を進めてきました。

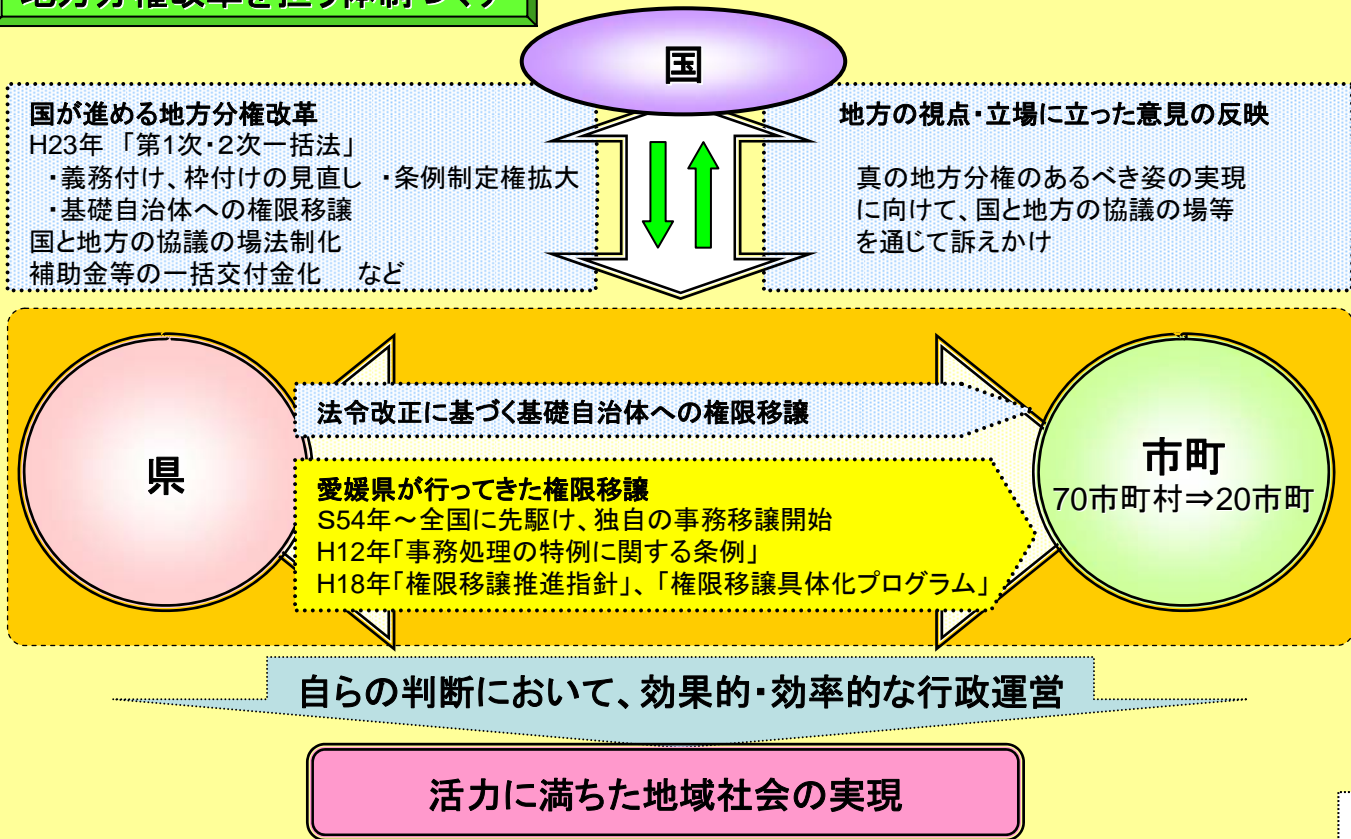
一方、国では、地方分権改革の必要性や重要性を久しく唱えながら、これまで大きな進展は見られず、本年度成立した第1次・第2次一括法^{※1}の下、基礎自治体^{※2}への権限移譲や義務付け・枠付けの見直しによりようやく着手したところです。

このような中、地方は、国の動きを待つのではなく、国との協議の場等を通じて、地方の視点・立場に立った真の地方分権改革のあるべき姿を国に対し強く訴え、その実現を図るとともに、県と市町が一体となって地方分権を担う体制づくりに取り組むことが求められています。

※1 第1次・第2次一括法…地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

※2 基礎自治体…市町村及び特別区（愛媛県では市と町）

地方分権改革を担う体制づくり



第1章 県・市町連携の取組の背景

現在、地方では、大阪都（大阪府）、中京都（愛知県）、新潟州（新潟県）などの独自の分権改革の構想が提唱され、実現に向けた取組が進められようとしています。また、国においても地方制度調査会において大都市制度についての議論が始まりました。

一連の動きは、二重行政の解消等、府県・市の役割分担の見直しの中から始まったもので、地域の実情によって様々な議論がなされています。愛媛県においても、効果的・効率的な行政運営を行い、地域社会を活性化するため、愛媛県の実情や特性を踏まえた、「愛媛モデル」の分権改革を模索することが求められています。

2. 厳しさを増す地方財政

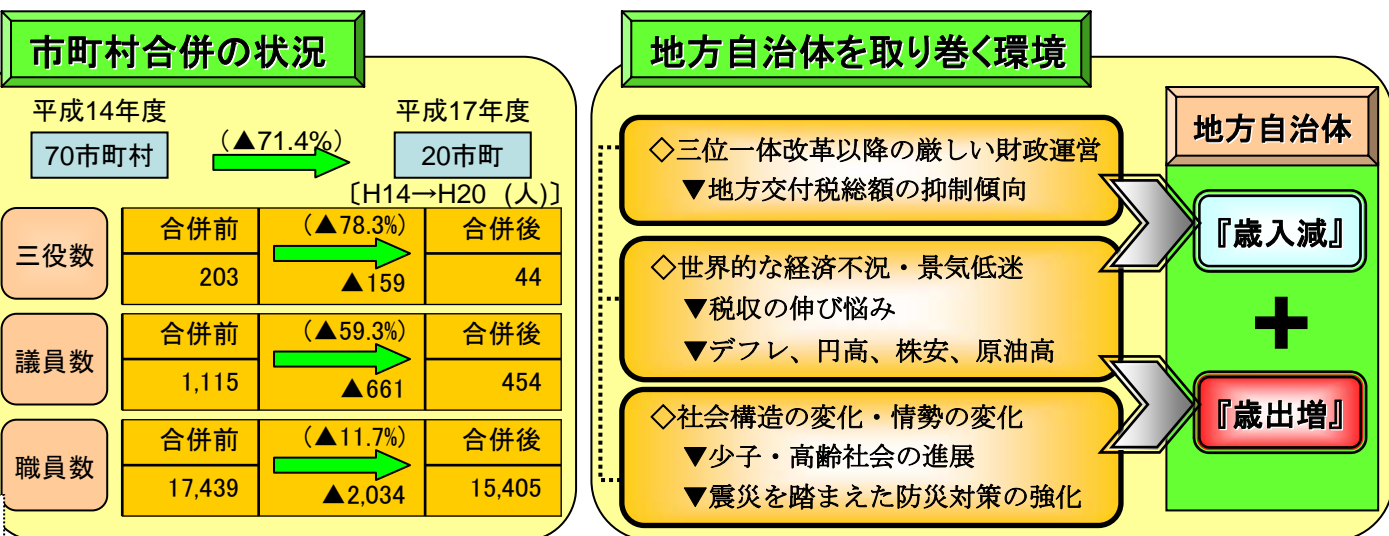
愛媛県下の市町村は、基礎自治体の行財政基盤強化のために合併を推進し、平成14年度から17年度までの間に70市町村から20市町へと減少しました。これに伴い、市町村議員の定数や職員数は大幅に削減され、行政経費も約600億円削減しています。

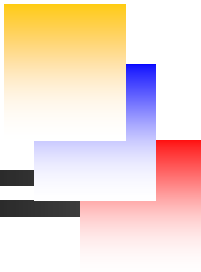
また、愛媛県では危機的な財政状況等を踏まえ、「愛媛県構造改革プラン」に基づいて行財政改革を進めた結果、一般行政職員数では平成18年度から平成22年度までに約12%削減し、歳出は徹底した事務事業見直しによって約1,190億円を削減しています。

しかし、歳入面で、地方交付税が三位一体の改革により大幅削減され、その後も抑制が続く傾向にあることに加え、厳しい経済情勢により税収も伸び悩みを続けています。一方、歳出面では、今後も社会保障関係経費の増加が見込まれるほか、防災・減災対策など、財政需要を伴う新たな課題に的確に対応することが求められています。

地方自治体の財政運営は、先行き不透明な中、今後の経済情勢の変動や国の財政運営の動向等によっては、更に厳しい状況に陥る懸念があります。

地方が、来るべき分権型社会に向けた足腰の強い体制づくりを行うためには、必要な権限・財源の移譲を国に強く働き掛ける必要があります。また、地方自治体自身も「改革に終わりなし」との認識の下、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、引き続き徹底した行政改革に取り組む必要があります。





第2章 県・市町連携の必要性

第2章 県・市町連携の必要性

1. 「チーム愛媛」による総合力の発揮

地方を取り巻く厳しい環境の中、地域間競争に勝ち抜くためには、広域行政を担う県と住民に身近な行政組織である20市町が連携し、適切な役割分担を図りつつ「チーム愛媛」として一体となって総合力を発揮する必要があります。また、財政状況が厳しさを増す中、県と市町が知恵と工夫を持ち寄り、効果的・効率的な行政運営を行うことなしに、増え続ける行政課題に対応することはできません。

県と市町がお互いに協力し、磨き合い高め合うことで、単独自治体では解決困難な行政課題にも対応できるようになるとともに、県と市町の職員の新たな知恵の創出や政策立案能力の向上も期待できます。

このような考え方にに基づき実施した東日本大震災への支援が効果的に実施できたことから、今後は、幅広い分野にこの取組を広げていきます。

2. 県と市町の役割分担と二重行政の解消

県と市町は、地方自治における対等なパートナーとして、住民福祉の増進を図るため、地域において自主的かつ総合的な行政を行っています。

その際、市町は基礎自治体として主に住民生活に密着した事務を行っているのに対し、県は広域的な事務や市町では対応できない専門的な事務を担うなど、役割分担しています。

【県と市町の役割分担の具体例】(事務事業の主な実施主体による分類)

		県	市町
法的 役割区分		広域事務、市町関係の連絡調整事務、市町が処理することが不適当な事務	地方自治体の事務のうち、県が処理するもの以外の事務
役割 分担	安全	警察	消防
	環境	産業廃棄物	一般廃棄物、上水道
	保健	保健所※	保健センター、介護保険、国民健康保険
	教育	高等学校、私立学校	小中学校
	産業	中小企業対策、職業能力開発	地場産業振興
	建設	国道(一部)、県道、一級河川(一部)、二級河川	市町道、準用河川、普通河川、公共下水道

※保健所は政令市、中核市も設置

第2章 県・市町連携の必要性

しかし、近年、住民ニーズの多様化や、国際化、情報化、少子高齢化など社会環境の変化等を背景に、地方自治体の業務の幅が拡大してきた結果、県と市町がお互い似通った業務や同様の目的を持った施設の整備を行うケースが増加しています。二重行政を解消するには、その前提として、国において、県と市町の役割分担を整理し直すことが必要となります。そのため、国に対し地方分権のあるべき姿を訴え、突き動かしていく必要があります。

一方で、国の地方分権改革が停滞している中、地方を取り巻く環境の変化にスピード感を持って対応するためには、地方自らが率先して「二重行政の解消」の取組を進めることが求められています。このような地方の先導的な取組を国に示していくことにより、分権改革を前進させていきます。

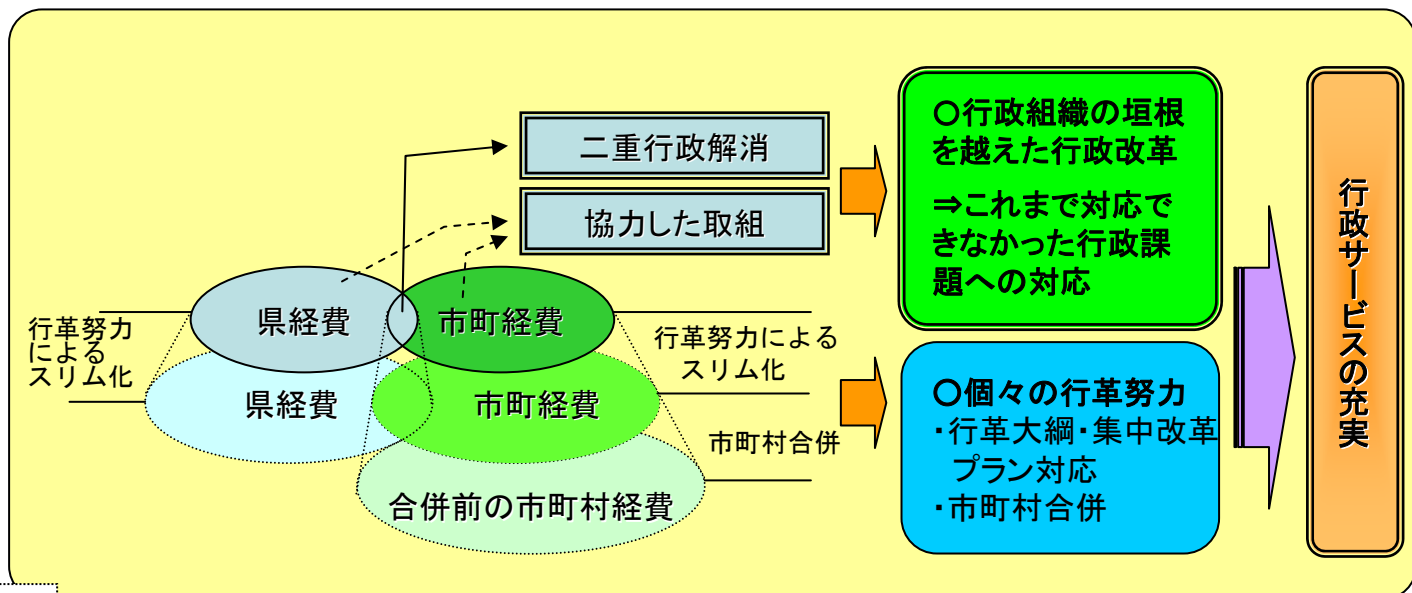
3. 組織の垣根を越えた施策連携

県では、これまで過去4期にわたる行政改革大綱、市町では、集中改革プランやその後継計画などを策定し、事務事業の見直しや定員の適正化、情報公開の推進による行政運営の透明性の確保などの行政改革の取組を進めてきました。

今後も、改革の手を緩めることなく、行政のスリム化や効率化に取り組む必要があることは言うまでもありません。しかし、単独自治体の取組だけでは、新たな行政課題も発生し増大する行政需要に的確に対応することは困難な状況になりつつあります。

このため、県と市町が、組織の垣根を越えてお互いに類似・重複する分野を可能な限り削減するとともに、共通する行政課題に協力して取り組むといった新たな発想が必要となります。

県と市町は、一体となって相互に協力し、補完し合うことで、一層の効率化を図るとともに、これまで対応できなかった行政課題に対応することが求められています。





第3章 県・市町連携政策会議

1. 県・市町連携の推進母体

県と20市町では、二重行政の解消を始めとした連携施策の具体化を全県的に推進するため、平成23年2月に、全国でも先駆的な取組として「愛媛県・市町連携政策会議」を設置しました。

本会議では、知事と20市町長が、直接、連携のあり方や具体的な取組方策等について協議・検討することとしており、愛媛県における県・市町連携の推進母体としての役割を担っています。

2. 県・市町連携政策会議での取組

会議設置以降、以下の取組を進めてきました。

時期	取組内容
H23年2月	◇県・市町連携政策会議の設置
H23年2月～3月	◇県及び市町から二重行政解消等の連携提案を募集
H23年4月～5月	◇連携提案の整理
H23年6月	◇県・市町連携政策会議の開催（検討項目の選定）
H23年7月～11月	◇県・市町職員によるワーキング・グループ等での検討
H23年12月～H24年2月	◇検討結果の取りまとめ
H24年3月	◇県・市町連携政策会議の開催 （『県・市町連携推進プラン』の策定）

3. 検討の基本的な姿勢

検討に当たっての基本的な姿勢は以下のとおりです。

◆『自立』と『創造』

二重行政の解消や行政の効率化（自立）だけでなく、これまで取り組めなかった県と市町の共通の課題等についての政策立案（創造）も検討します。

◆『トータル思考』

県と市町の経費や人的負担については、個々に見るのではなく、県・市町のトータルでコスト削減につながるか、住民サービス向上につながるかといった観点から検討します。

◆『スピード・成果重視』

全ての市町が対象ですが、各市町の実情等を踏まえながら連携可能な市町と取り組みます。また、県民の皆さんに取組の成果を実感してもらえるよう、スピード感を持って、小さなことでもできることから実現し、成果を積み上げます。

《県と市町の連携・一体化(全体図)》

地方を取り巻く環境の変化

県・市町を通じた
厳しい財政状況

更なる分権改革の
進展

市町村合併の進展

【更なる連携の必要性】

県・市町それぞれの役割
分担に基づく事務

+

社会情勢の変化・
分権改革の進展に伴う
新たな事務

『県・市町連携政策会議』

【目的】

県及び市町がこれまで以上に連携・一体化して効果的・効率的に業務を実施することにより、県民サービスの向上や行政コストの縮減等を図る方策について協議・検討する。

【構成】

知事と20市町長

【検討対象(ターゲットとする取組)】

自立

二重行政の解消や
行政の効率化

創造

共通する政策課題
への対応

相談・サポート
体制の強化

行政改革の支援
分権改革の支援

人事交流
人材育成

【チーム愛媛による総合力の発揮】



第4章 具体的な連携施策

第4章 具体的な連携施策

県・市町連携政策会議での検討の結果、24年度から実施に移す取組は30項目、このうち新規の連携施策は15項目です。

まず、行政の効率化や利便性向上を図るための取組としては、道路の維持管理や、県・市町それぞれが発行する行政広報紙面を相互で融通する取組などが挙げられます。

また、県の持つ専門性やネットワークを活用し、専門分野の人材を求める市町の支援を行うとともに、税徴収に関しては県と市町の連携による徴収強化を図ります。

さらに、個々の市町ではコスト面や効率の面により取組が充分に進んでいない職員のメンタルヘルス対策や、段階に応じた職員研修についても県・市町合同で取り組みます。

この外、15項目については、県と市町が日頃業務を行う上で、これまで以上に連携・一体化して取り組むことで業務を効果的・効率的に実施します。

24年度から実施予定	30項目	(一部23年度から実施)
・新規連携施策	15項目	※一部新規を含む
・日常業務レベルでの連携	15項目	

取組の効果について

県・市町の連携による取組により期待される効果は次のとおりです。これら効果の具体的な検証は、取組実施状況を見て明らかにします。

- ・効果的な業務の推進（有害鳥獣の連携捕獲等）
- ・市町行政の支援（人材マッチング支援等）
- ・効果的な人材育成（職員研修の合同実施等）
- ・情報の提供及び共有化（要保護児童対策等）

なお、歳入増や経費節減の効果が見込まれる取組は、道路の維持管理、行政広報、税徴収、メンタルヘルス対策、職員研修などとなっています。

《見込み例》

○税収増見込み

【税務職員の相互併任】1,800万円

- ・初年度の目標：徴収率0.3%アップ
- ・目標率達成の効果：実施4市町計1,100万円、県700万円の増

○経費節減見込み

【メンタルヘルス対策の合同実施】1,000万円

県・市町合同で、5地方(支)局に相談室(2~4日/月)を設置する経費 900万円
《想定》各市町が個別に同程度の相談室を設置する場合の見込み経費 1,900万円

第4章 具体的な連携施策

1. 新規の連携施策(24年度から実施)

※一部新規を含む

県と市町の間で24年度(一部23年度)から、以下のとおり新たな連携施策に取り組むことにより、住民サービスの向上と効率的な行政運営を図ります。

『自立』のための連携

□ 行政の効率化や連携強化によりサービス向上を図ります

- ◇道路の維持管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 10
- ◇男女共同参画センター業務・・・・・・・・・・ P 12
- ◇国際交流協会業務・・・・・・・・・・・・・・・・ P 14
- ◇埋蔵文化財センター業務・・・・・・・・・・ P 16

□ 行政情報の集約化等により利便性向上を図ります

- ◇行政広報紙面の効果的な活用・・・・・・・・ P 18
- ◇施設予約・案内情報の集約化・・・・・・・・ P 20
- ◇公営住宅募集情報の集約化・・・・・・・・ P 22

□ 許認可手続の簡略化を図ります

- ◇移動飲食営業許可、理・美容師の出張届・・・・ P 24

『創造』のための連携

□ 一体的な取組により、効果的に業務を推進します

- ◇全国大会等の誘致・開催・・・・・・・・・・ P 26
- ◆有害鳥獣の連携捕獲・・・・・・・・・・ P 28

□ 人材の活用により市町行政を支援します

- ◆農業行政の支援・・・・・・・・・・ P 30
- ◆文化財行政の支援・・・・・・・・・・ P 32
- ◇県と市町の税務職員の相互併任・・・・ P 34

□ 職員の資質向上などに取り組みます

- ◆職員研修などの合同実施等・・・・・・・・ P 36
- ◇メンタルヘルス対策の合同実施・・・・ P 38
- ◇県と市町の税務職員の相互併任(再掲)

◇道路の維持管理

～道路パトロールの受委託、交換除雪、情報提供・窓口の一元化のモデル的取組～

【現状と課題】

道路は、県や市町がそれぞれ道路法に基づく管理者となっており、道路整備や維持管理を各管理者が個別に実施しています。

一方、県民は国県道や市町道の区分に関係なく道路を一つのネットワークとして利用しており、パトロールや除雪などの基準が異なることや担当窓口が分かれていることが利便性を阻害する要因となっています。

このため、県と市町が連携して、区域内の幹線道路を管理者によって区分することなく、一体的に維持管理することで、効果的・効率的な管理や道路ネットワークの機能強化につなげることが求められています。

【連携・一体化の取組】

- 道路パトロールの受委託
- 降雪時の道路の交換除雪
- 道路の異常等の情報提供、窓口の一元化

【取組による効果】

- ☆効果的・効率的な維持管理
- ☆維持管理経費の削減
- ☆道路ネットワークの機能強化

(連携・一体化の取組イメージ)



【取組内容】

○道路パトロールの受委託（モデル的取組市町：上島町）

上島町内の県道4路線（弓削島循環線、横浜生名港線、岩城環状線、岩城弓削線）について、県からの委託により、町が県の土木施設パトロール実施要綱及び道路パトロール実施要領に準じて、月2回道路パトロールを実施します。

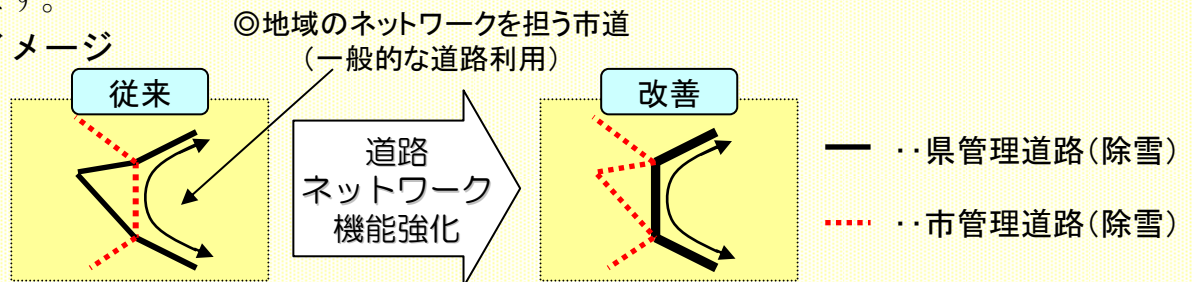
県は、町からの情報提供を受けて、当該道路の維持補修を行うとともに、引き続き、道路の管理責任を負います。

○降雪時の道路の交換除雪（モデル的取組市町：大洲市）

大洲市内において、県管理道路（国道441号線、河辺小田線、肱川公園線）と一体となって地域の道路ネットワークを担う市道4路線（市道梅川札掛線、市道坂口線、市道ダム河辺橋線、市道公園清水橋線）の一部を県が一括して除雪します。

また、上記市道を補完する役割を担う県管理道路部分については、市が除雪します。

※イメージ



※除雪以外の管理区分は従来どおり

○道路の異常等の情報提供、窓口の一元化（モデル的取組市町：松山市）

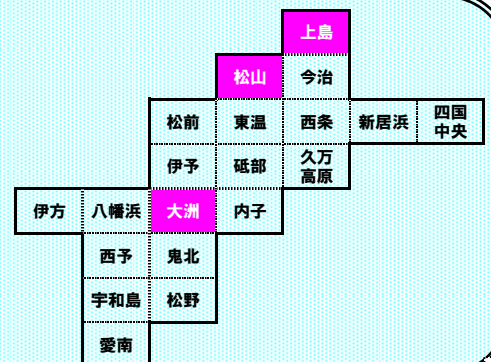
県と松山市の間で、日常の道路パトロール業務で、管理主体が異なる道路の異常（破損、劣化等）を発見した際は、随時、相互に情報提供を行います。

その際の窓口を一元化し、確実な情報伝達体制を構築します。

【取組実施団体】

愛媛県、松山市、大洲市、上島町

※具体的な提案のある市町のうち、協議が整った案件について、モデル的に取組を実施します。



◇男女共同参画センター業務

～県と松山市がそれぞれ設置するセンターにおけるイベント等の連携～

【現状と課題】

県と松山市の男女共同参画センターは、「男女共同参画社会づくり」の理念の下、これまでも、事業計画の擦り合わせなど、一定の連携を図るとともに、相互の役割を踏まえた事業展開を行ってきました。

今後、県と松山市においては、国の計画改訂を踏まえ策定した新基本計画に基づき、DVやワークライフバランスなどの新たな課題への対応が求められる中、両センターがソフト・ハード両面で一層の連携促進に努め、より効果的・効率的な業務運営に取り組む必要があります。

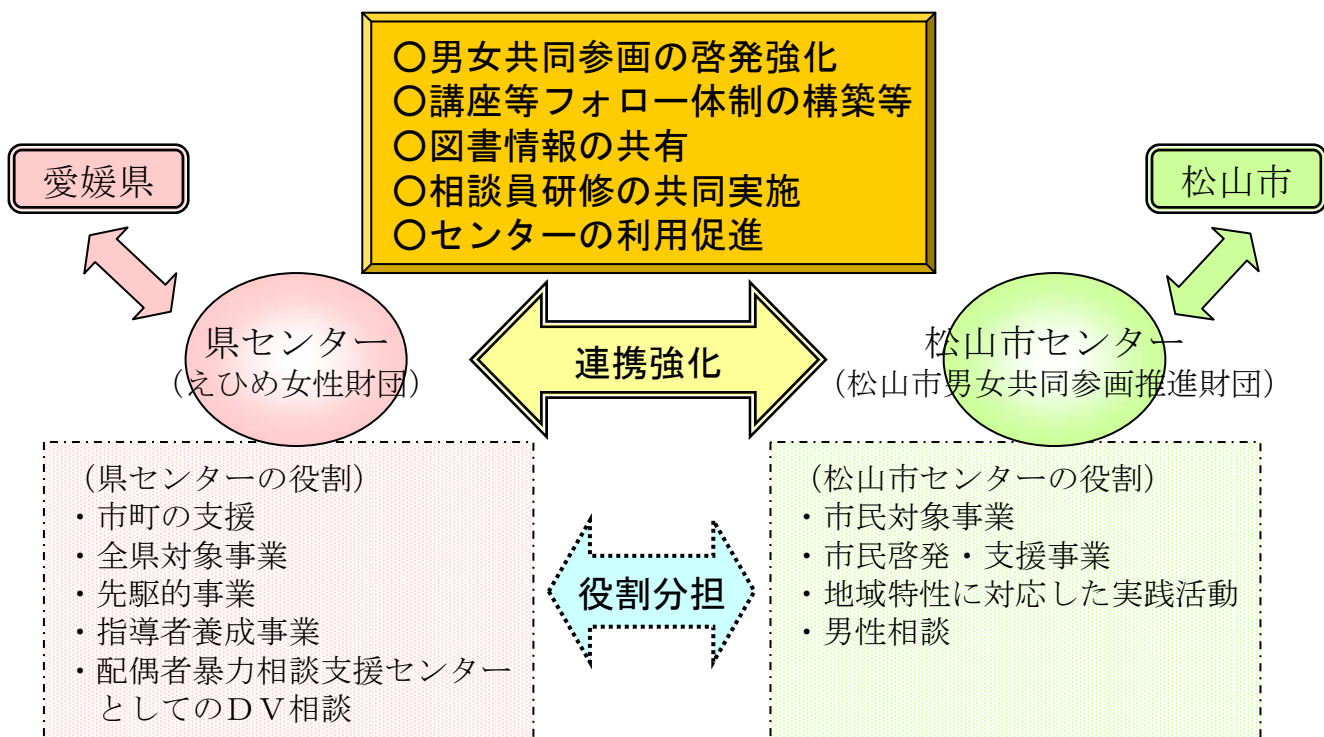
【連携・一体化の取組】

- 男女共同参画の啓発強化
- 講座・研修のフォロー体制の構築等
- 両センターの図書情報の共有
- 両センター相談員研修の共同実施
- 両センターの利用促進

【取組による効果】

- ☆センター事業の質的向上
- ☆センター利用者の利便性向上
- ☆情報発信力の強化
- ☆施設利用率の向上

(連携・一体化の取組イメージ)



【取組内容】

○男女共同参画の啓発強化

これまで県と松山市で別々に開催してきた男女共同参画に関する大会等を共同で開催します。

○講座・研修のフォロー体制の構築等

両センターの講座・研修の修了生に対して、各センターが行う事業やイベントの情報を積極的にPRするなど、修了生に対するフォロー体制を構築するほか、松山市事業の対象者を必ずしも松山市民に限定しない柔軟な対応を行い、同事業経費の一部を県が負担するなど、効果的な業務の推進を図ります。

○両センターの図書情報の共有

両センターのライブラリーにおいて、双方の蔵書検索、相互返却を実施し、利用者の利便性向上を図ります。

○両センター相談員研修の共同実施

相談員の研修を県・松山市センターが共同で実施します。

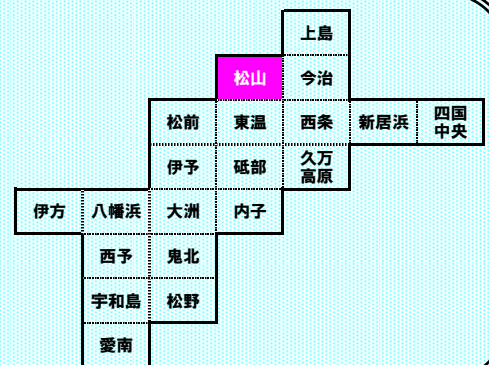
○両センターの利用促進

両センターの貸館施設に係る情報を共有し、相互に施設を紹介することにより、互いの施設機能を補完するとともに、県と松山市トータルでの施設利用率の向上を図ります。

【取組実施団体】

愛媛県、松山市

※当面は、同一市内に拠点施設がある県と松山市の間で効果的・効率的な業務の推進を図ります。



◇国際交流協会業務

～県と松山市のそれぞれの協会におけるイベント等の連携～

【現状と課題】

県と松山市の国際交流協会は、それぞれの役割の下、活動を行っていますが、両協会は、ともに松山市内に活動拠点を有しており、趣旨や目的が類似する事業もあることから、役割分担を明確にしつつ効率化を図るとともに、利用者目線に立って、連携・一体化を進めていく必要があります。

県：県全域的又は広域的な事業、市町国際交流協会の育成・支援等

市：地域での国際交流活動の推進、地域住民・在住外国人の支援等

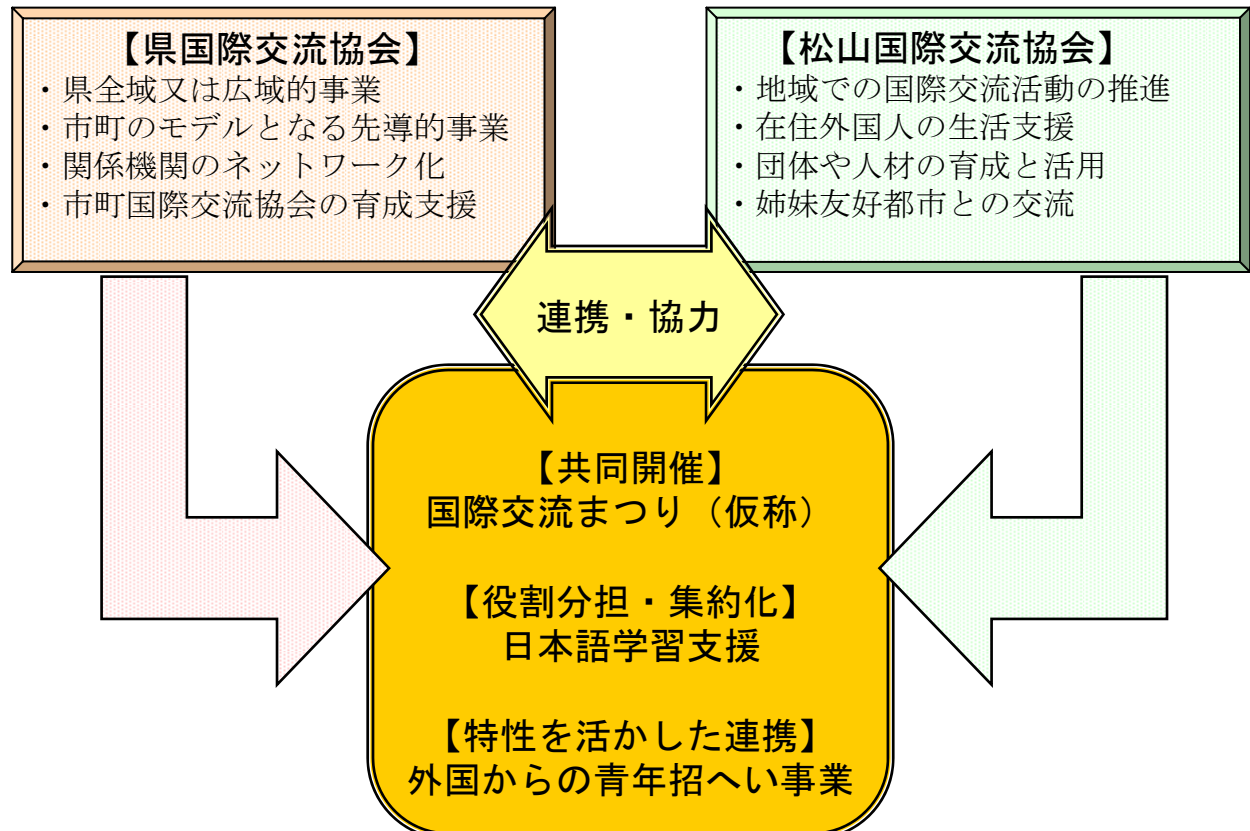
【連携・一体化の取組】

- まつりの共同開催
- 役割分担の明確化と事業の集約化
- 外国からの青年招へい事業

【取組による効果】

- ☆ 役割分担による事業の効率化
- ☆ 情報発信力の強化

(連携・一体化の取組イメージ)



【取組内容】

○まつりの共同開催

松山市内で開催している県協会の「国際まつり」と市協会の「地球人まつり」を共同開催することにより、集客力の向上を図るとともに、国際交流イベントのモデル的な取組として、県内への普及啓発を図ります。

○役割分担の明確化と事業の集約化

県協会は、県下全域から参加のある夏季・春季集中講座に特化し、市協会は、松山市及び近隣地域在住者を対象に、日常的・定期的を開催する講座に特化します。

また、県協会は、県内における日本語学習支援の基盤整備を図るため、日本語教師の育成、日本語教室の運営支援を行います。

このため、市協会は24年度中に、県協会が実施しているイブニング講座も含め、開催日や開催時間、開催回数等、既存の日本語講座の見直しを行い、25年度から新たな枠組みの下、実施します。

○外国からの青年招へい事業

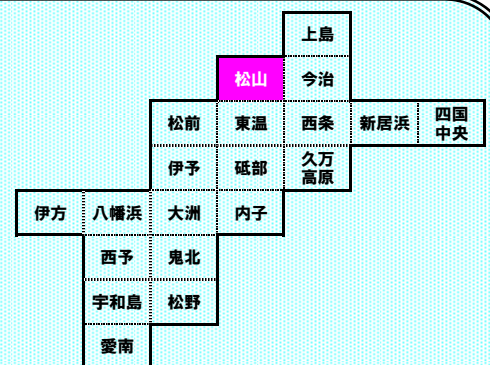
市協会では、姉妹友好都市提携を生かしたインバウンドの促進を検討しており、中でもソウル直行便が就航し、日本語学習のニーズが高い韓国を最優先に位置付けています。

そこで、県協会が実施している夏季・春季日本語集中講座と、市協会が実施している日本文化体験を合わせた魅力ある滞在プログラムを創出します。

【取組実施団体】

愛媛県、松山市

※当面は、同一市内に拠点施設がある県と松山市の間で効果的・効率的な業務の推進を図ります。



◇埋蔵文化財センター業務

～県と松山市のそれぞれのセンターにおけるイベント等の連携～

【現状と課題】

県と松山市の埋蔵文化財センターは、これまでも、公共工事等の種別に応じた発掘調査、民間開発事業に伴う発掘調査、発掘調査の出土品の調査研究及びその結果の公表など、適切な役割分担の下、各センターにおいて必要な事業を実施してきました。

その一方で、県センターの展示スペースは狭小であることから、松山市の展示施設（考古館）を会場として、県と松山市の共催事業として発掘調査の速報展を実施するなど、一定の連携を図り、効果的・効率的な業務の推進を図っています。

今後、連携可能な事業については、より一層積極的に取り組むことにより、住民へのサービス向上を図る必要があります。

【連携・一体化の取組】

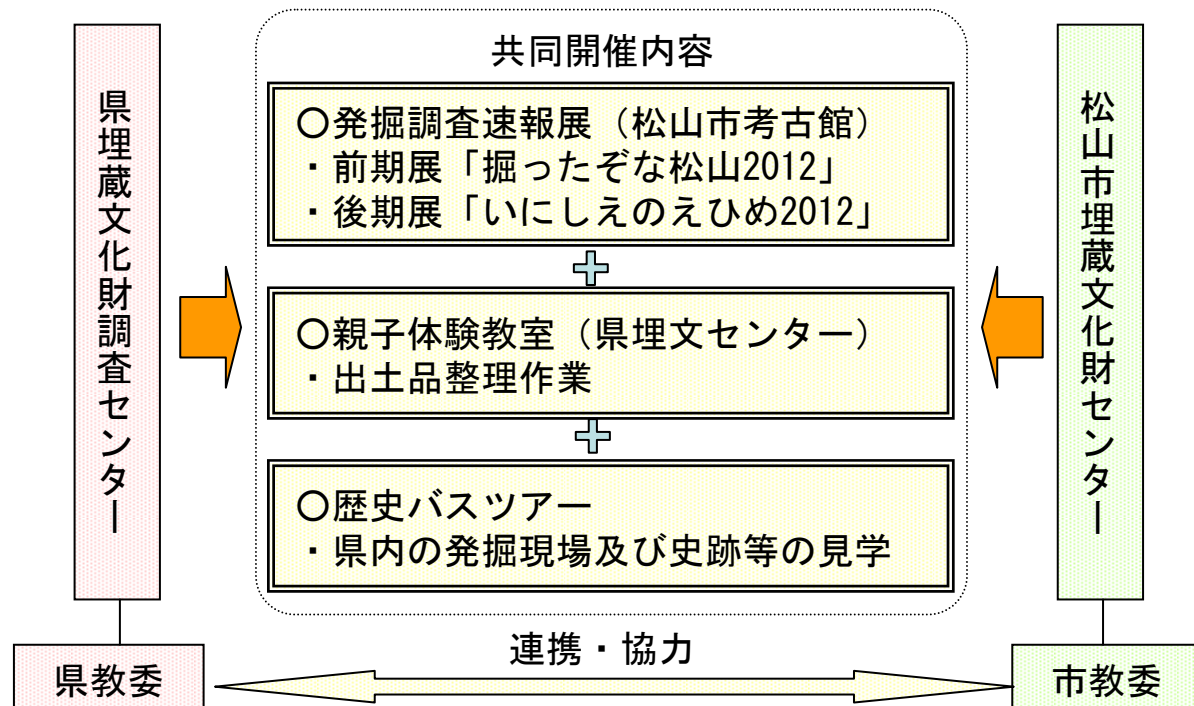
- イベント等の共同実施
 - 発掘調査速報展
 - 歴史バスツアーの実施 等

【取組による効果】

- ☆ 埋蔵文化財保護への理解を効果的に高める

(連携・一体化の取組イメージ)

普及啓発事業「古代史伊予・発掘まつり（仮称）」の共同開催



【取組内容】

○イベント等の共同実施

≪普及啓発事業「古代史伊予・発掘まつり（仮称）」の共同開催≫

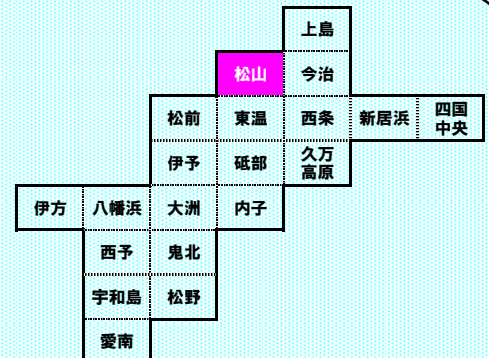
県埋蔵文化財調査センターと松山市埋蔵文化財センターが取り組んでいる埋蔵文化財保護思想の普及啓発事業のうち、共同開催によって事業効果の向上が期待できる次の4事業を、平成24年度に「古代史伊予・発掘まつり（仮称）」として開催します。

- ・速報展前期展「掘ったぞな松山2012」（7月～8月：松山市考古館）
 展示会：考古資料約100点、写真パネル約20点を展示
 報告会：両埋蔵文化財センター職員等による展示品や遺跡の説明
 講演会：専門研究者による松山市の古代史に係る講演
- ・速報展後期展「いにしへのえひめ2012」（9月～10月：松山市考古館）
 展示会：考古資料約100点、写真パネル約20点を展示
 報告会：県埋蔵文化財調査センター職員による展示品と遺跡の解説
 講演会：専門研究者による愛媛の古代史に係る講演
- ・親子体験教室（7月：県埋蔵文化財調査センター）
 県センターで発掘調査出土品の整理作業を体験
- ・歴史バスツアー（8月～10月：県内発掘現場、史跡等）
 親子バスツアーや一般バスツアーにより、県内の発掘現場や国史跡等を見学

【取組実施団体】

愛媛県、松山市

※当面は、同一市内に拠点施設がある県と松山市の間で効果的・効率的な業務の推進を図ります。



◇行政広報紙面の効果的な活用

～県と市町がそれぞれ作成・発行する広報紙面の相互融通による情報発信強化～

【現状と課題】

県では、毎月1日に広報紙『愛顔のえひめ』を新聞折り込み等により発行し、県行政の特集や県関連イベント、募集案件等のお知らせを掲載して、県民への情報発信に努めています。また、市町においても全市町が広報紙を発行し、住民に対して当該市町の行政情報やお知らせを発信しています。

県・市町の広報紙は、県民に対する極めて有効な情報発信ツールであり、県と20市町の間でイベント情報等を相互掲載することにより、県内のきめ細かな情報が県民に行き渡ることとなり、県内交流人口の拡大を図ることが期待されます。

【連携・一体化の取組】

■広報紙の紙面融通による行政情報の相互掲載

【取組による効果】

☆コスト増なく県民にきめ細かな地域情報を提供し、県内交流人口を拡大

(連携・一体化の取組イメージ)



※市町は紙面の空き状況に応じて掲載記事量を決定

【取組内容】

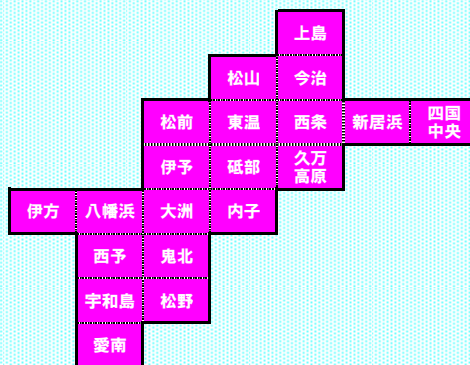
○広報紙の紙面融通による行政情報の相互掲載

県は毎月発行している『愛顔のえひめ』（52万部）に、市町から提供を受けたイベントや物産・施設の紹介、最新トピックスなどの情報を1年間に各市町1回ずつ掲載します。また、市町は、自市町の情報が県広報紙に掲載される月に、県から提供を受けた情報を自市町の広報紙に掲載します。

※県は、毎月2市町（1市町1項目）分の情報を掲載します。（7、8月を除く）

【取組実施団体】

愛媛県、県内全市町



◇施設予約・案内情報の集約化

～利用可能な文化・スポーツ施設についての予約・施設案内のリンクページの作成～

【現状と課題】

現在、県と一部の市町では、インターネット上で公共施設の利用予約や空き状況照会等が可能な施設予約システムを導入していますが、このうちの多くの地方自治体が個別のシステムとして運営しています。(松山市と今治市は共同利用)

このため、複数の地方自治体の施設から利用先を選びたい利用者の場合、各地方自治体ホームページ等から、それぞれの施設予約システムにアクセスしなくてはならない状況にあり、利用者の利便性向上を図る必要があります。

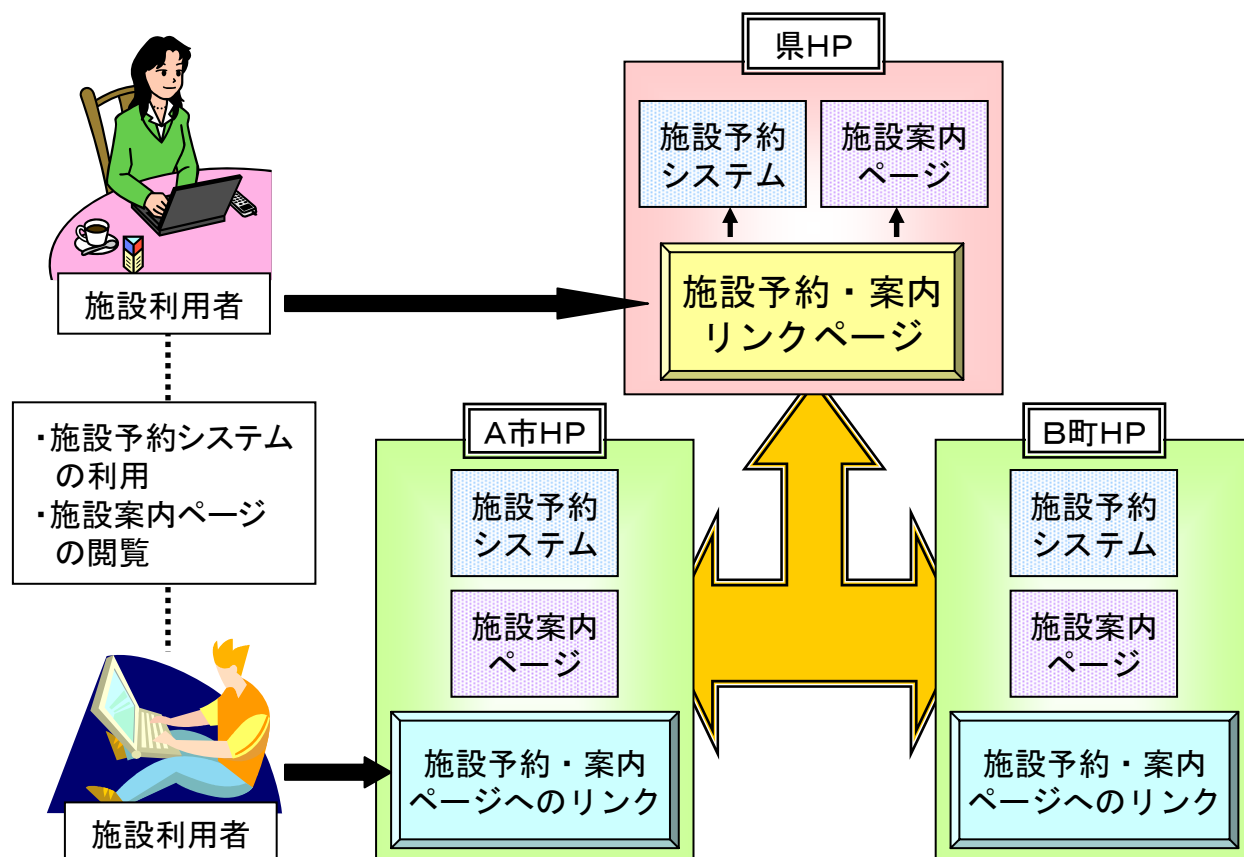
【連携・一体化の取組】

- 施設予約・施設案内の共有化
(リンクページの作成)

【取組による効果】

- ☆施設利用者の利便性向上

(連携・一体化の取組イメージ)



【取組内容】

○施設予約・施設案内のリンクページの作成

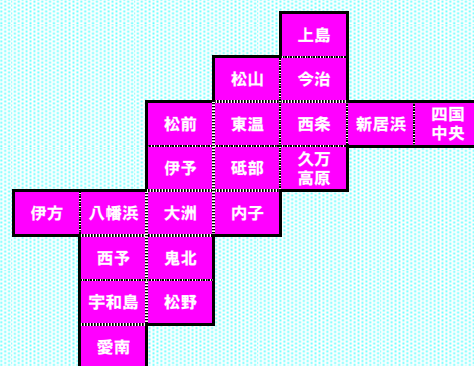
県では、県及び市町のホームページで公開している施設予約システム及び公共施設案内に関するページに、直接アクセスできる『施設予約・案内リンクページ』を新たに開設します。

また、市町は、各市町ホームページから、直接、県の『施設予約・案内リンクページ』にアクセスできるようリンクを掲載します。

※市町が新たに施設予約システムを導入する場合、あるいは、リンクページに掲載している施設予約システムや施設案内ページの名称、URLに変更がある場合は、随時更新します。

【取組実施団体】

愛媛県、県内全市町



【継続検討事項】

▽今後、各地方自治体が施設予約システムを導入・更新する際に、施設利用者の一層の利便性向上や行政コストの縮減等の観点から、他の地方自治体との共同利用についても検討します。

◇公営住宅募集情報の集約化

～県と市町の公営住宅の募集に関する基礎的な情報を一覧にまとめたホームページの作成～

【現状と課題】

公営住宅は、事業主体である県及び市町が、それぞれ募集予定時期や募集方法、入居資格要件等を定め、これらの情報を各事業主体のホームページ等で個別に提供しています。

このため入居希望者は、各事業主体のホームページ等を検索する必要があり、周辺市町を含めた広域での公営住宅情報の入手に時間がかかる状況にあります。

また、各事業主体の窓口でも、近隣市町等の募集情報等に関する問合せに迅速に対応できないケースも出てきており、改善が求められています。

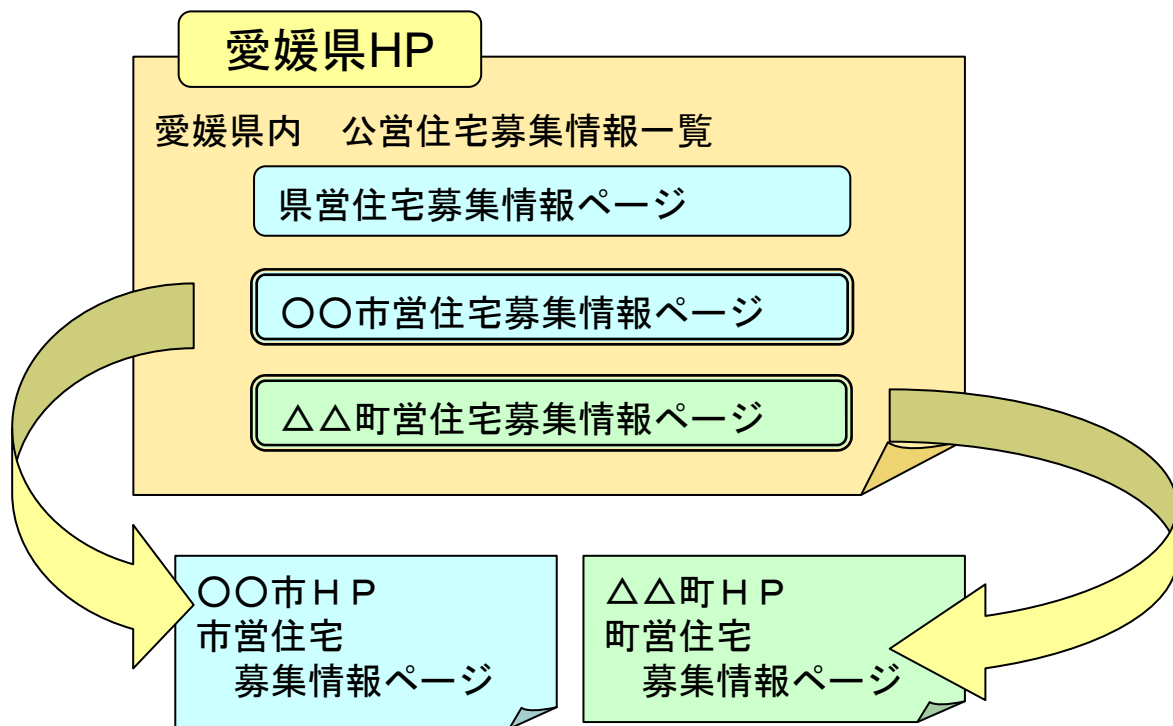
【連携・一体化の取組】

- 公営住宅募集情報の共有化
- 基礎情報一覧ページ・リンクページ作成

【取組による効果】

☆公営住宅入居希望者の利便性向上

(連携・一体化の取組イメージ)



【取組内容】

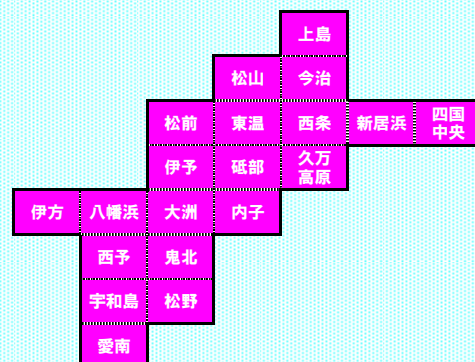
○公営住宅募集情報の共有化

県や各市町の公営住宅入居者募集予定時期や方法等の基礎的な情報を一覧に取りまとめたページを県のホームページ内に開設するとともに、各市町の募集ホームページとも直接リンクさせることにより、検索や情報入手が容易になる体制を構築します。

※現在ホームページで常時情報を公開していない市町については、窓口電話番号等を記載します。

【取組実施団体】

愛媛県、県内全市町



◇移動飲食営業許可、理・美容師の出張届出

～県保健所と松山市保健所の両方に、営業等の申請・届出をする場合の手続簡略化～

【現状と課題】

愛媛県内には、7つの保健所〔県保健所（四国中央、西条、今治、松山、八幡浜、宇和島）、松山市保健所〕がありますが、県と松山市は設置者が異なります。そのため、松山市とそれ以外の県内の両方で活動を行う場合、県と松山市双方の保健所に各種許可申請や届出など、それぞれ必要な手続を行う必要があります。本来、保健所の設置者が権限と責任を持って許認可を行う以上、それぞれの所管区域ごとに申請手続を行うことが求められますが、申請者の立場からは、同様の書類を2箇所に申請する手間と負担がかかります。そのため、法令の許容する範囲で、県と松山市の保健所の連携により、申請者の手続の簡略化を図ることが求められています。

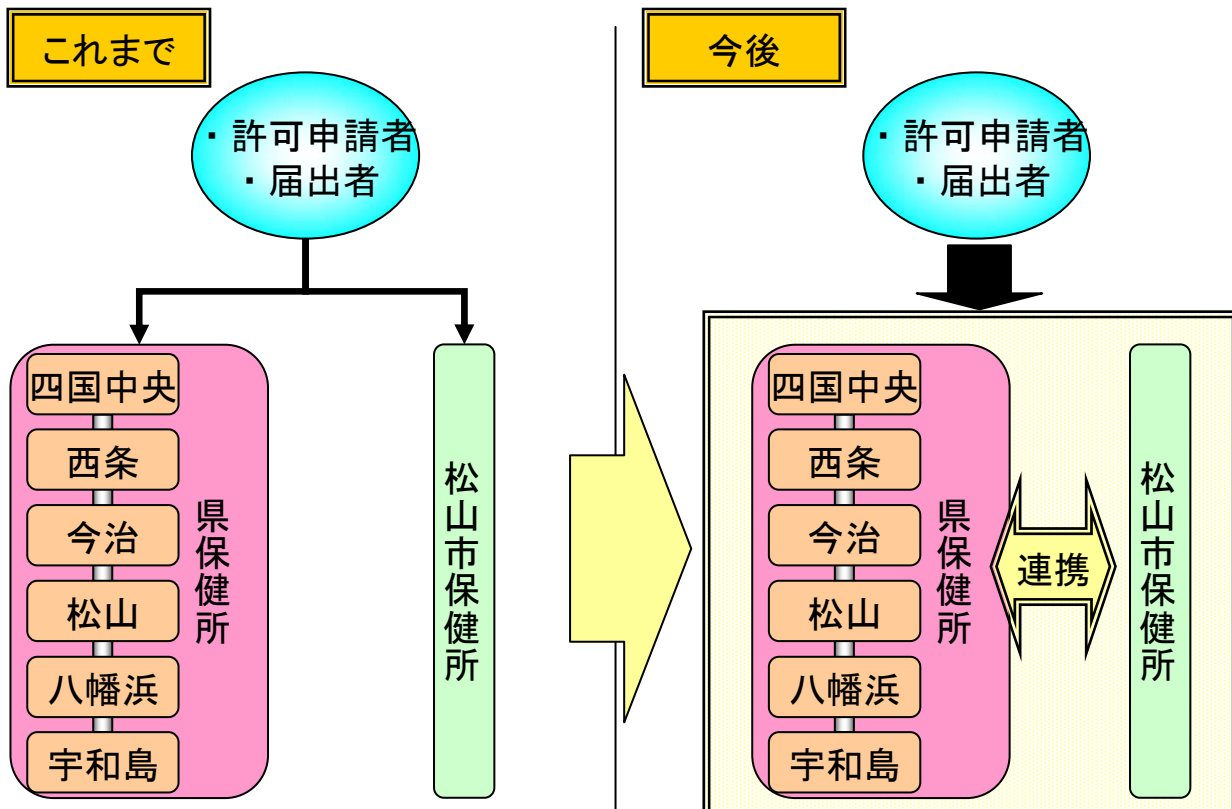
【連携・一体化の取組】

- 移動飲食の許可申請手続の簡略化
- 理容師、美容師の出張届出の簡略化

【取組による効果】

- ☆ 手続の簡略化
- ☆ 手数料負担の軽減
(行政サービスの向上)

(連携・一体化の取組イメージ)



【取組内容】

○移動飲食の許可申請手続の簡略化

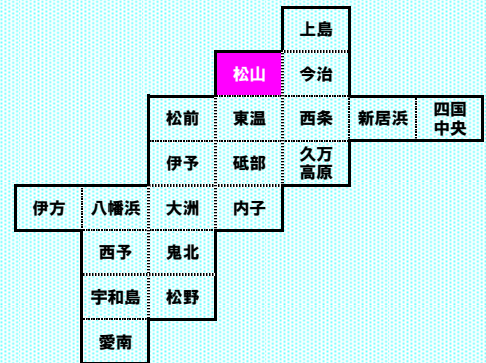
全県下で営業を行う場合などに、県と松山市で許可権者が異なる（知事と市長）ことから、県と松山市双方の保健所に許可申請が必要であった。そこで、県と市のどちらかで許可されたものは、それぞれの所管区域にとらわれず、双方で許可されたものとみなすようにします。

○理容師、美容師の出張届出の簡略化

理・美容所に従事していない理・美容師が出張業務を行う場合で、全県下で営業を行う場合などに、県と松山市で届出先が異なることから、県と松山市双方の保健所に届出が必要です。そこで、県と市のどちらかに届出されたものは、それぞれの所管区域にとらわれず、双方に届出があったものとみなすようにします。

【取組実施団体】

愛媛県、松山市



◇全国大会等の誘致・開催

～インセンティブ制度の創設による全国大会等の誘致促進～

【現状と課題】

全国規模のスポーツ大会開催などのコンベンションやスポーツ団体の合宿は、地元には大きな経済効果と誘客をもたらすことから注目されており、全国各地で補助制度を設けるなど、誘致に向けた積極的な活動が行われています。

コンベンション等が開催されることは経済効果のみならず、来訪者が愛媛県を体験することにより、再度、来訪するきっかけにもなることなどから、県のイメージアップや観光振興にも有効です。

現在、愛媛県内では一部の団体等により、コンベンションの誘致活動が展開されているところですが、こうした取組を県内全域に波及させるため、誘致活動を促進する様々な活動が求められています。

【連携・一体化の取組】

■コンベンション誘致制度の創設

【取組による効果】

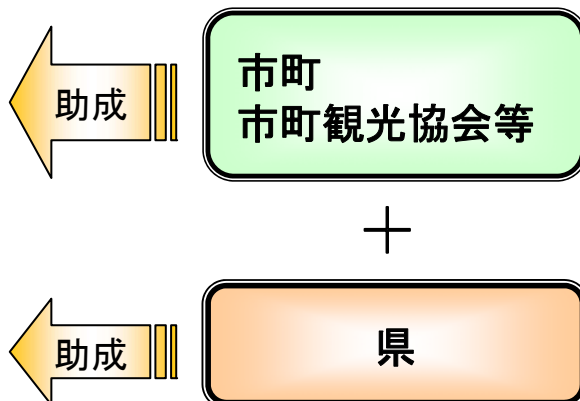
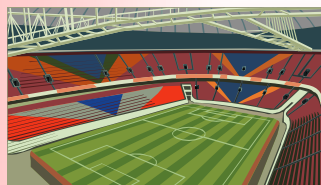
- ☆来県者（観光客）の増加
- ☆地域への経済効果の波及（活性化）

（連携・一体化の取組イメージ）

県・市町連携によるコンベンション開催支援

本県で開催する
 県外宿泊者延べ人数100人以上の

- ・大会、集会、研究会等
- ・スポーツ大会



（市町等が助成する場合に県も助成）

【取組内容】

○コンベンションの誘致・開催支援

コンベンションの開催主催者に対し、市町、市町観光協会等から開催支援（助成）を受けることを条件として、併せて県からも開催支援（助成）を行います。

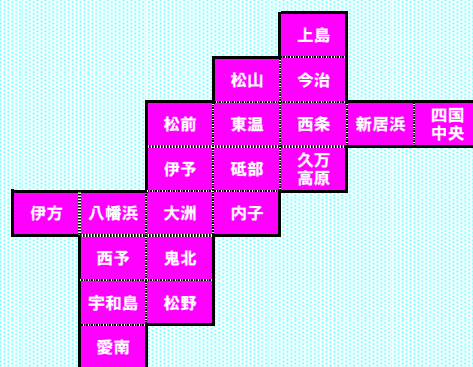
なお、県からの助成金額は、当該市町や市町観光協会等からの助成金額の2分の1を上限とします。

◇コンベンションとは…

愛媛県内での宿泊者（愛媛県内にある宿泊施設に宿泊する県外からの参加者）の延べ人数が100人以上の規模の大会（スポーツ含む）、会議、集会、研究会又はこれらに準ずるものです。

【取組実施団体】

愛媛県、県内全市町



【継続検討事項】

▽県内各市町のスポーツ施設や宿泊施設等の情報共有を図ります。

▽県内へのコンベンション誘致や開催に向け、県内競技団体等と連携して全国大会等の情報収集に努めるとともに、各種団体等に対して誘致活動を行います。

◆有害鳥獣の連携捕獲

～県の調整による県内隣接市町及び県境を挟む県外隣接市町との連携捕獲～

【現状と課題】

野生鳥獣（イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、カラス等）による農林作物等の被害は、過疎化、高齢化の進む中山間地域や島しょ部を中心に年々深刻化しており、被害を受けた農林業者等の生産意欲の減退の大きな要因ともなっています。

鳥獣害防止に向けては、「有害鳥獣を呼び込まない集落環境の整備」、「有害鳥獣を侵入させないための被害防除施設の整備」、「被害を起こす鳥獣に的を絞った効果的な捕獲」に、バランスよく取り組む必要があります。

このうち、有害鳥獣の捕獲については、現在、市町長による有害鳥獣捕獲許可に基づき、狩猟免許所持者である地区猟友会員等の協力を得ながら、市町単位での実施を基本としています。しかし、生息域の広がりや踏まえ、複数自治体による広域の取組が求められるようになってきています。

【連携・一体化の取組】

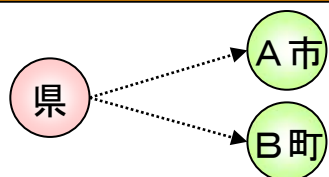
■隣接市町の連携捕獲

【取組による効果】

☆有害鳥獣のより効果的な捕獲

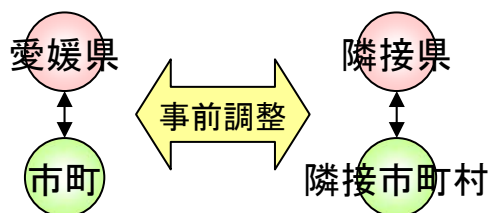
(連携・一体化の取組イメージ)

①連携捕獲の実施要望調査



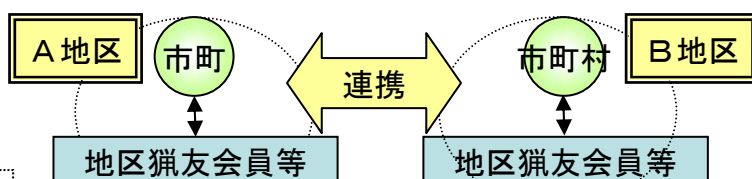
連携捕獲が必要と思われる地区や対象鳥獣の種類等について、県内市町の要望を調査

②連携捕獲地区等の事前調整



県内及び隣接県の市町村による協議の場を設け、被害状況に関する情報を交換し、具体的な実施地区、実施時期、対象鳥獣等について事前に調整

③連携捕獲の地元調整及び実施



各市町村は地区猟友会員等と打ち合わせ
隣接市町村、猟友会員間で情報共有しながら、連携捕獲を実施

【取組内容】

○隣接市町の連携捕獲

有害鳥獣の生息域が市町境や県境を越えて広がっている場合は、隣接する市町が連携して捕獲に取り組むのが効果的です。

このため、県の調整の下、県内の隣接市町及び県境を挟んだ隣接市町が連携し、地区猟友会員等の協力を得ながら、時期を合わせて、有害鳥獣の連携捕獲を実施します。

※23年度の取組

(1) 県境連携捕獲

対象：ニホンジカ

場所：10/1～31(四国西南地域)、11/15～12/15(宇摩嶺北地域)

(2) 県内連携捕獲

対象：イノシシ、ニホンジカ

時期：10/1～31(東予、中予、南予北部、南予南部地域)

○有害鳥獣総合捕獲事業の拡充

市町が行う捕獲奨励金交付事業に対する補助について、新しいイノシシ・ニホンジカ適正管理計画の年間捕獲目標頭数であるイノシシ25,000頭、ニホンジカ3,500頭に対応できるよう、予算を倍増して支援します。

【取組実施団体】

被害の実態や連携捕獲の体制等について調査・協議し、取組環境の整った市町間で実施

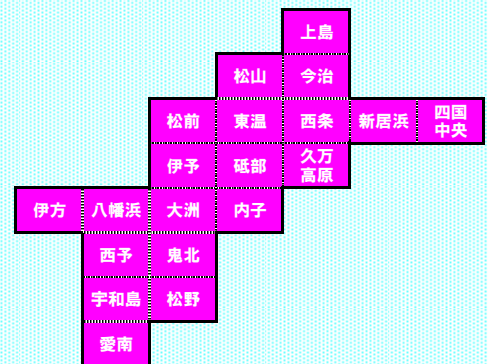
《参考：23年度実績》

愛媛県(15市町)：

松山市、宇和島市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、砥部町、内子町、松野町、鬼北町、愛南町

高知県(6市町)

徳島県(1市)



◆農業行政の支援

～専門職の確保を希望する市町と県OB職員（普及指導員等）とのマッチング支援～

【現状と課題】

担い手の減少や農地の遊休化が進む中で、地域農業の振興を効率的に進めていくためには、地域全体を視野に置いた支援体制づくりが必要となっています。

このため、県では、県、市町、農協等の関係機関が連携し、ワンフロアで業務を行い、農地の利用調整や担い手の確保育成に一体的に取り組むとともに、農業者等に対してワンストップでサービスを提供する「地域農業マネジメントセンター（地域農業MC）」の設立を推進しています。

一方で、地域農業MCの更なる充実のため、現在、県普及指導員を常駐にすることについて要望がありますが、現実的には普及指導員数が限られるため実現は困難な状況にあります。そのため、農業の専門家を確保するための工夫が求められています。

◇地域農業MC

構成員・
連携機関

- 市町 ○農業委員会 ○JA ○農業共済組合 ○土地改良区
- 地方局産業振興課・支局地域農業室 ○家畜保健衛生所 等

主な機能

- 担い手の確保・育成
- 農用地の利用調整
- 新規就農者の確保・育成
- 地域農業振興策の総合調整

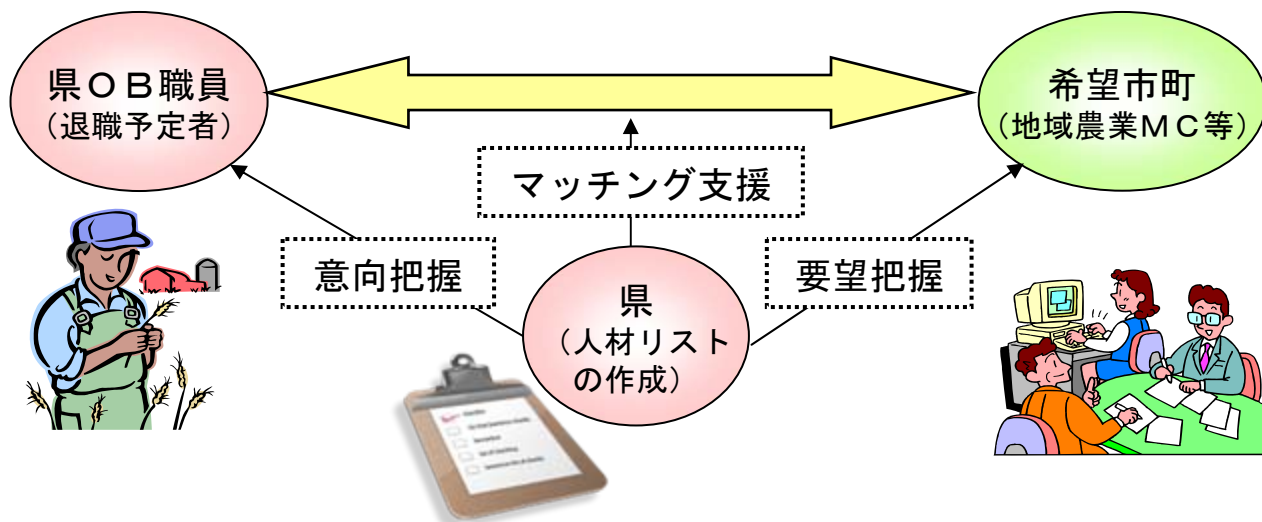
【連携・一体化の取組】

■県OB職員（普及指導員等）と市町とのマッチング支援

【取組による効果】

☆市町農業行政（地域農業MC等）における専門性の確保

（連携・一体化の取組イメージ）



【取組内容】

○県OB職員（普及指導員等）と市町とのマッチング支援

県OB職員（普及指導員等）及び退職予定者をリストアップし、活用希望市町とのマッチングを支援することにより、地域農業MCの効率的な運用とも併せ、地域農業振興の体制整備を図ります。

なお、県OB職員とのマッチングは、勤務場所や活用希望市町から提示される就業条件、本人の意向等を踏まえて実施します。

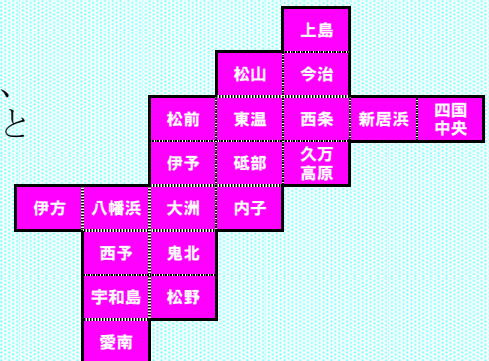
※県内の地域農業MC設立状況について

久万高原町、西予市、愛南町、内子町、鬼北町、松野町、宇和島市、四国中央市、伊方町 の9市町に設置済。

未設置市町においても設置に向けた協議を進めています。

【取組実施団体】

県OB職員（普及指導員等）の状況によりませんが、将来的には、県内全市町において活用可能な制度として運営していく予定としています。



◆文化財行政の支援

～専門人材による支援を希望する市町と文化財関係専門員とのマッチング支援～

【現状と課題】

適正かつ効果的な文化財保護行政を推進するためには、基礎的な地方自治体である市町が専門的な人材を確保し、組織体制の整備を図る必要があります。しかし、実際には各地方自治体とも職員定数の適正化を進める中で、市町による新たな人材の登用や多種多様な文化財の全分野をカバーした組織の整備は容易ではない状況にあります。

このような中、一部の市町においては、埋蔵文化財等の文化財専門職員の不在に伴い、不足する文化財の専門性（知識・技術）の確保が必要となっています。

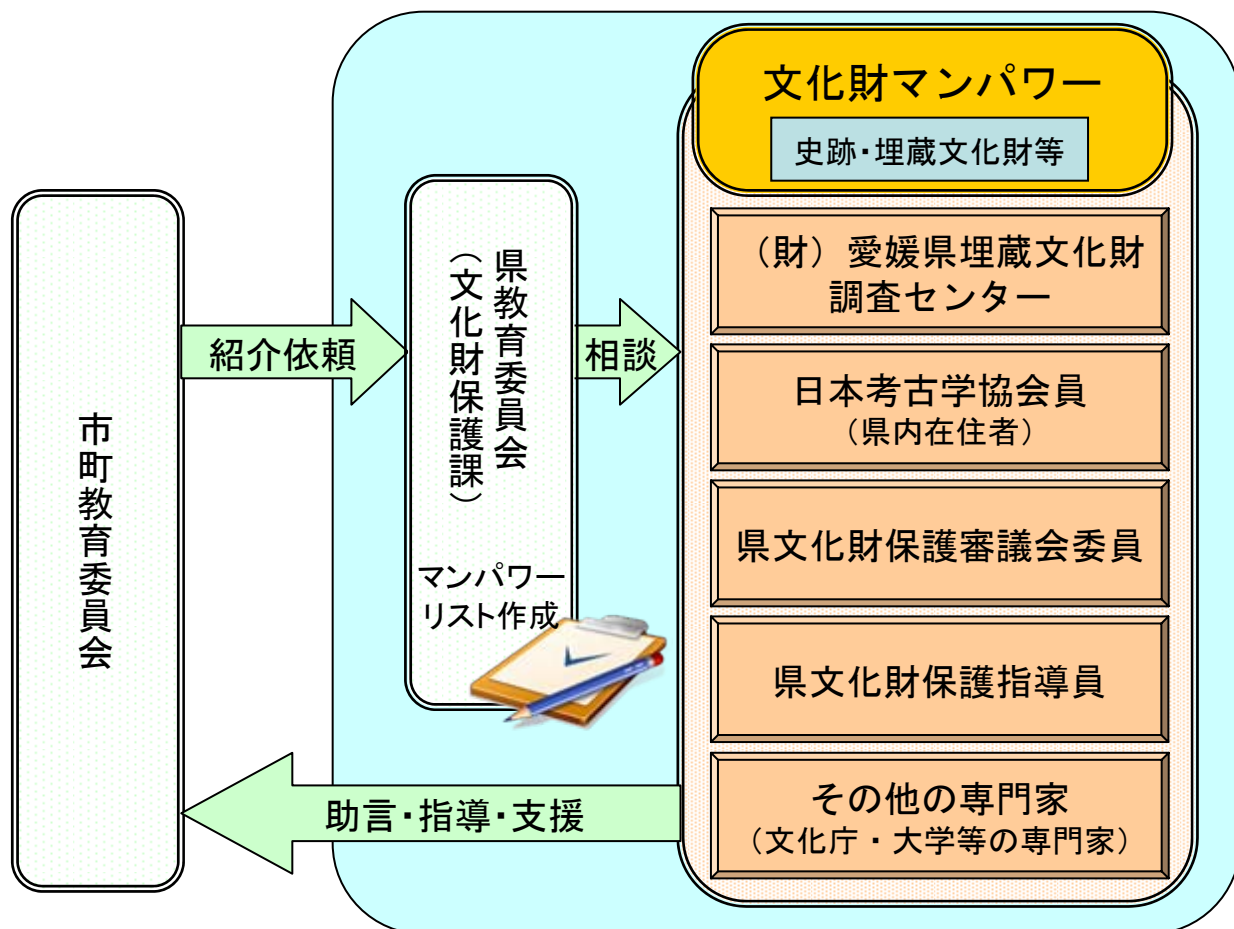
【連携・一体化の取組】

■ 県文化財マンパワーの活用

【取組による効果】

☆ 市町文化財保護行政における専門性の確保

(連携・一体化の取組イメージ)



【取組内容】

○県文化財マンパワーの活用

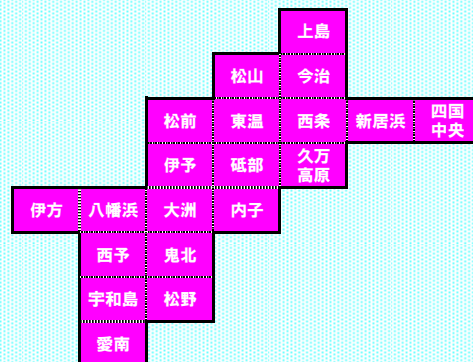
市町の文化財保護事業において、文化財の種類に応じた専門的な指導・助言を受けたい要望があるにもかかわらず、適当な専門家を確保できない場合、市町からの要請に応じて、県教育委員会が文化財関係のマンパワーから適切な専門家を紹介し、市町における文化財の専門性の確保を支援します。

(具体的な活用例)

1. 埋蔵文化財の保護に必要な専門家の紹介
 - ①文化財保護課埋蔵文化財係（主に試掘・確認調査を支援）
 - ②財団法人愛媛県埋蔵文化財調査センター（主に本発掘調査を支援）
 - ③日本考古学協会員などの県内在住の考古学研究者
2. その他の文化財保護行政の推進に必要な各種分野の専門家の紹介
 - ①愛媛県文化財保護審議会委員（各分野の専門家10名）
 - ②愛媛県文化財保護指導員（東・中・南予の担当員13名）
 - ③その他（①と②以外の専門家）

【取組実施団体】

愛媛県、県内全市町



◇県と市町の税務職員の相互併任

～情報の共有化・業務の効率化による滞納整理促進(特に個人住民税の徴収強化)～

【現状と課題】

地方税の徴収については、県税を徴収する県、市町税を徴収するそれぞれの市町が、独立して徴収活動を展開しています。

こうした中、平成18年4月に県内全市町が参加する一部事務組合として愛媛地方税滞納整理機構が設立され、市町税の徴収困難案件を引き受けて、県及び市町から派遣された職員により共同処理を行っています。

機構の設置や県・市町の徴収努力により滞納整理は進捗しているものの、平成19年度に国税から地方税に税源が移譲されたことに伴い、個人住民税(県民税・市町民税)の滞納繰越額が増加しており、個人県民税では、県税滞納繰越額の約3分の2を占める状況にあります。

滞納繰越額を縮減し、貴重な自主財源である税収を確保することは、県と市町共通の課題であり、それを解決するためには、大多数の納期内納税者の視点に立った滞納整理活動に取り組み、更に滞納整理を強化する必要があります。

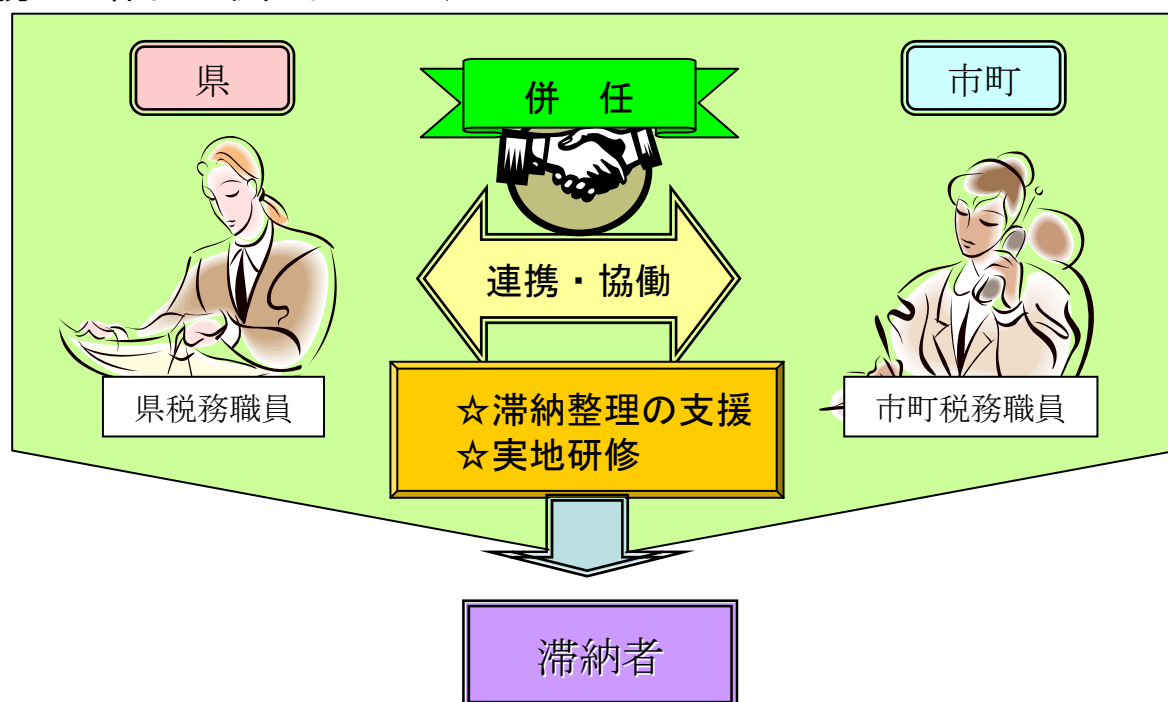
【連携・一体化の取組】

■県と市町の税務職員の相互併任

【取組による効果】

- ☆業務の効率化
- ☆滞納整理スキルの向上
- ☆情報の共有化
- ☆滞納整理の促進による税収の確保

(連携・一体化の取組イメージ)



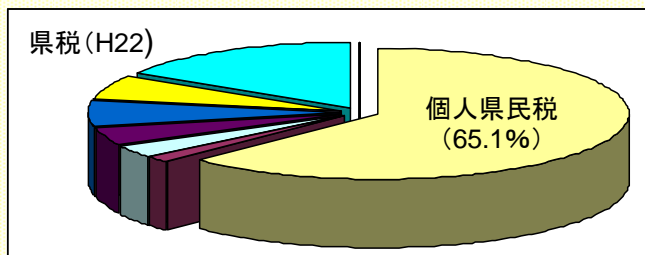
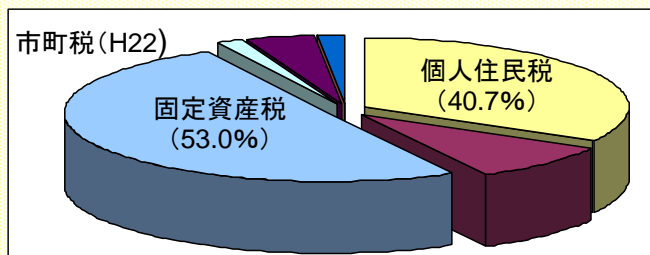
【取組内容】

○県と市町の税務職員の相互併任

地方税の滞納整理業務における県と市町との連携を促進するため、県・市町の双方において税務職員の併任を行い、併任された県職員は市町税の滞納整理業務を、市町職員は県税の滞納整理業務を行うこととなります。

これにより、県・市町の連携による業務の効率化、滞納整理スキルの向上及び情報の共有化を図り、滞納整理の促進による徴収確保を図ります。
(特に滞納額の多い、個人住民税(県民税・市町民税)の徴収強化)

《参考：市町税、県税 税目別滞納割合》

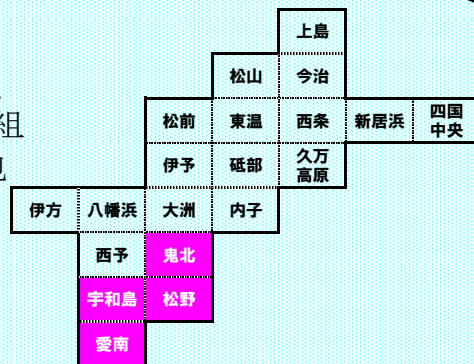


(交流形態)

相互併任の交流形態の詳細(業務内容、業務形態、支援体制等)は、各市町からの実情やニーズに応じて、県と市町で結ぶ併任協定の中で柔軟に運用します。

【取組実施団体】

愛媛県と県南予地方局本局管内市町(宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町)において、先行的に取組を開始します。(今後、成果や意向を踏まえて、他市町への拡大を検討)



【継続検討事項】

▽相互併任以外の手段による、税徴収における市町連携の取組方策として、愛媛地方税滞納整理機構の拡充について検討を進める(同機構内の運営検討委員会での検討)ほか、機構の広域連合化についても、その効果等について研究を行います。

◆職員研修などの合同実施等

～階層別研修の合同実施及び県主催研修への市町職員参加枠拡大等～

【現状と課題】

県研修所では県職員を対象とした各種研修以外にも、市町職員を対象に（財）愛媛県市町振興協会との協定に基づき、研修を行っています。市町階層別研修（中堅職員研修、係長級研修、課長級研修）及び市町専門研修（財務運営実務講座、危機管理講座、メンタルヘルス講座）を実施するとともに、ステージアップ（SU）研修等の計26講座に、県・市町職員の合同研修として、一定の市町職員参加枠を設定しています。

このような中、県と市町の連携推進はもとより、今後の地方分権時代を担う地方自治体職員の育成強化を推進する観点からも、県研修所で実施する市町職員を対象とした研修の更なる活用が求められています。

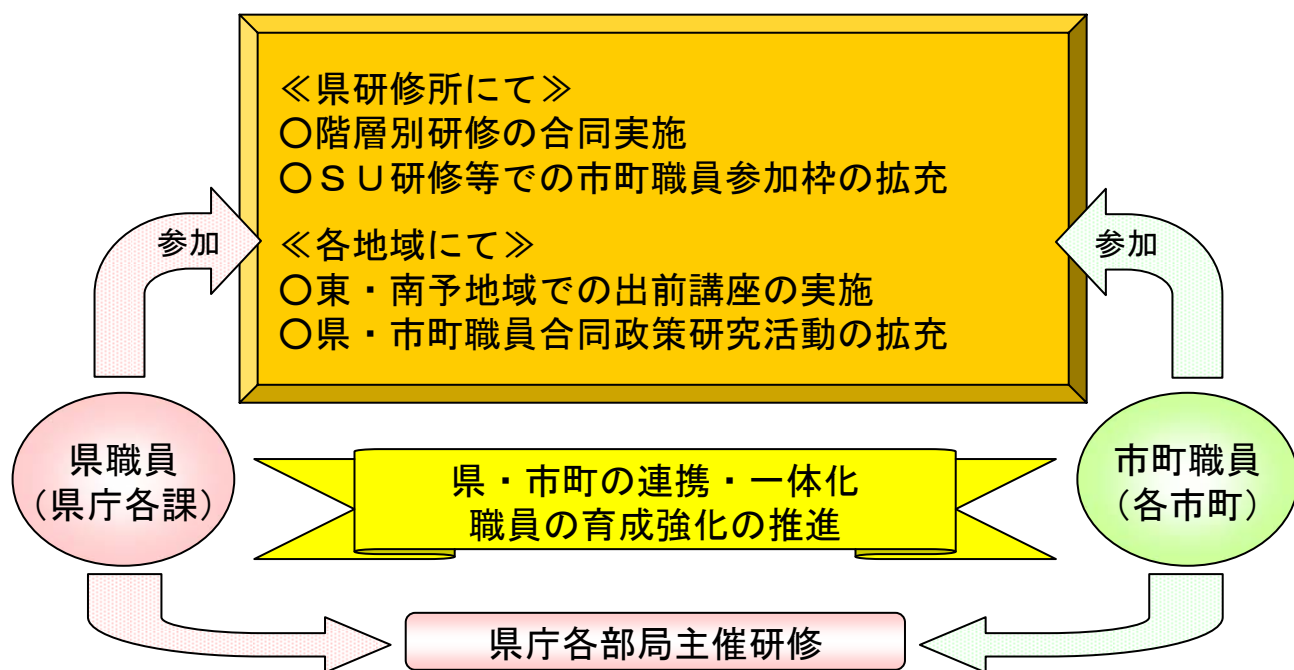
【連携・一体化の取組】

- 階層別研修の合同実施
- SU研修等での市町職員枠の拡充
- 東・南予地域での出前講座の実施
- 県・市町職員合同政策研究活動の拡充
- 県担当職員向け業務研修への市町職員枠新設等

【取組による効果】

- ☆分権時代を担う地方公共団体職員の育成・強化
- ☆研修を通じた県と市町職員の交流拡大
- ☆市町研修経費の節減

（連携・一体化の取組イメージ）



各課主催の担当職員向け業務研修における市町職員枠の新設・拡充

【取組内容】

○階層別研修の合同実施

24年度は県新任主任級研修と市町中堅職員研修の合同実施を試行します。

○SU研修等での市町職員枠の拡充

市町職員枠：定員の2割 ⇒ 3割（希望の多い講座）に拡大します。

県部長級・次長級セミナーへ市町職員枠（20名）を新規に確保します。

○東・南予地域での出前講座の実施

SU研修のうち、人気の高い講座について、東・南予地域在住の受講希望者に配慮して、各地域に出向いて県・市町合同研修として実施します。

○県・市町職員合同政策研究活動の拡充

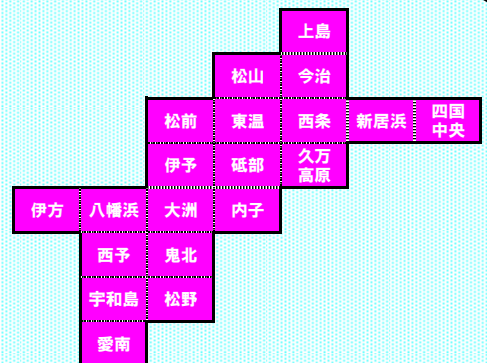
県の自主研究グループは、職員が業務から離れて、自由に広い視野で政策形成・研究活動に取り組むことができる職場風土を形成することを目的として実施しています。さらに、県職員自らが地域に飛び出し、市町職員とともに地域づくりに関わる活動を促進するという観点を強化するため、同グループへの市町職員の積極的な参加を募るとともに、研究活動を促進するため、助成金を交付します。

○県担当職員向け業務研修への市町職員枠新設等

県庁各部局主催の担当職員向け業務研修のうち、市町職員の能力向上に資する研修等への市町職員参加枠の新設・拡充に取り組みます。

【取組実施団体】

愛媛県、県内全市町



【継続検討事項】

▽24年度の試行結果により、市町の意見を踏まえながら、25年度からの実施方針等について再検討を行います。

◇メンタルヘルス対策の合同実施

～県地方局(支局)と周辺エリア市町による精神科医及び保健師の共同設置等～

【現状と課題】

県・市町ともに、メンタル面での悩みを持つ職員が増加しています。しかし、精神科医又は臨床心理士への相談体制を整備しているのは、県と一部の市町のみであり、その他の市町では、自市町の職員である保健師が職員からの相談に応じるなど、メンタルヘルス対策を行う体制が十分に整備されていない状況にあります。

(県においても精神科医を配置しているのは本庁のみ)

こうした状況から、県・市町ともに、長期休業者に対する復職支援も含め、更なる体制の充実が求められる状況にあります。

【連携・一体化の取組】

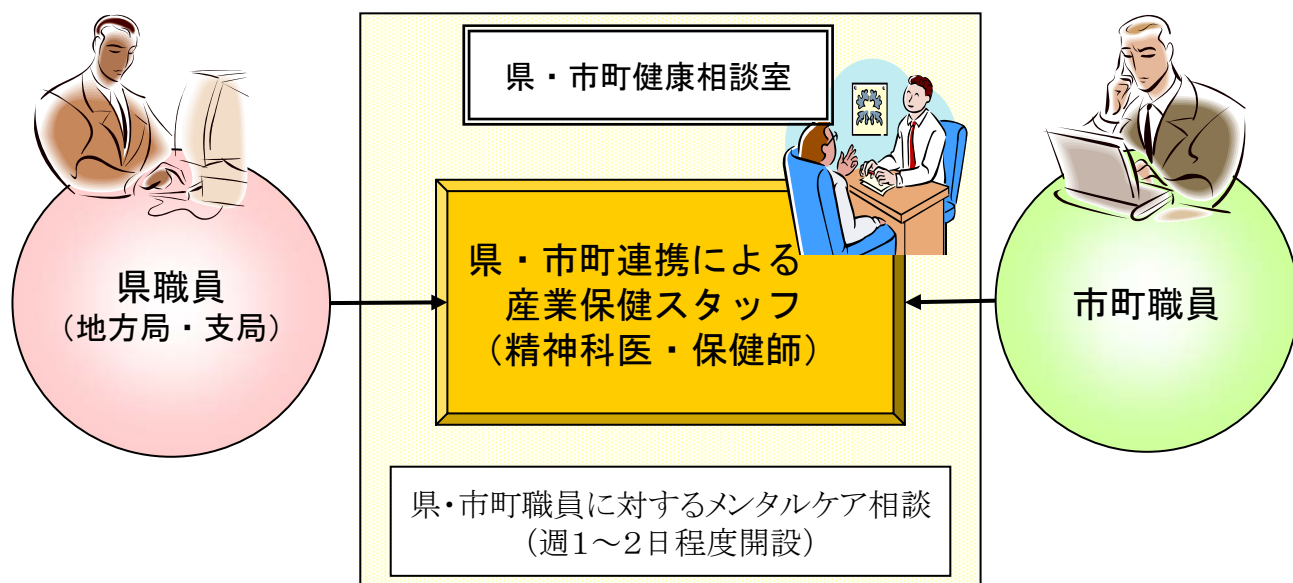
- 精神科医及び保健師の共同設置
- 県セミナーへの市町職員参加枠の拡大
- 復職支援システムの作成支援
- セミナー講師人材リストの作成
- 産業保健スタッフ連絡会の開催

【取組による効果】

- ☆医師・保健師共同設置による財政負担の軽減
- ☆県・市町を通じたメンタルヘルス対策の充実

(連携・一体化の取組イメージ)

《精神科医と保健師の共同設置》



【取組内容】

○精神科医及び保健師の共同設置

県及び市町職員に対するメンタルケア相談を行うため、県と市町で共同で、県の各地方局・支局に精神科医及び保健師を新たに配置し、県及び市町の産業保健スタッフとも十分な連携を図りながら、職員のメンタルヘルス対策を講じます。

また、可能な限り、月に1回程度、地方局・支局管内の市町においても、出張相談業務を実施します。

○県セミナーへの市町職員参加枠の拡大

県主催のメンタルヘルスセミナーへの市町職員参加枠を大幅に拡大します。

○復職支援システムの作成支援

長期休業している職員のスムーズな職場復帰に向け、市町における産業保健スタッフによるきめ細かな支援体制を整備するなど、復職支援システムの作成に係る技術的なサポートを行います。

○セミナー講師人材リストの作成

メンタルヘルスセミナー等で講師を担える人材の情報を整理し、県・市町で情報共有を図ります。

○産業保健スタッフ連絡会の開催

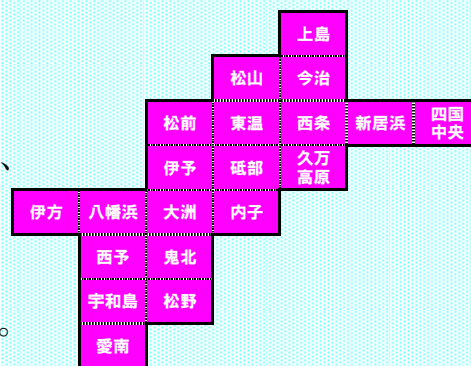
県及び市町の産業保健スタッフ間の情報共有を図るため、連絡会を開催します。

【取組実施団体】

○精神科医及び保健師の共同設置

(愛媛県、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町)

※それ以外の取組は、愛媛県と全市町が連携します。



【継続検討事項】

▽今後、県・市町連携による産業保健スタッフの拡充についても検討します。

2. 通常業務内で連携を強化する項目

県と市町が、日常業務の中で、連携を一層強化することで業務の改善や効率化が図られるものとして、以下の取組を進めます。

▽情報の提供及び共有化

【歴史的公文書の判断基準の策定・提供】

公文書管理法が施行されたことにより、歴史的公文書を保存していくための判断基準の策定が求められているため、県と市町が一緒になって歴史的公文書の統一的判断基準を策定することにより、県内の歴史的公文書の保存水準の標準化を図ります。

【税評価額の算定の標準化】

不動産取得税や固定資産税の納税者に対する公平な税負担に資するため、県と市町の合同による家屋調査や評価方法の擦り合わせのための意見交換を行い、相互の評価技術の向上及び評価の均衡化を図ります。

【税務関係情報の共有化】

県と市町がそれぞれ実施している法人県民税・法人住民税の不申告法人に対する実態調査の結果について、県と市町間で随時情報交換を行い、実態調査に係る業務負担を軽減しつつ、効果的・効率的な実態把握に努めます。

【首都圏におけるイベント等情報共有の促進】

県内市町が首都圏でイベントを実施する場合に、県東京事務所可能な限り早期に情報提供し、同事務所がイベント実施に向けた事前のリサーチやメディアへのパブリシティ活動等のPR活動や当日のサポート等を実施します。（従来からの取組の強化・拡充）

また、独自に東京事務所を持つ松山市と県の間で、事務所間での情報共有をより一層強化し、連携したPR活動、イベント実施、ノベルティグッズの提供など効果の高い取組を進めます。

【要保護児童対策への連携強化】

一時保護決定の判断において、県（児童相談所）と市町で見解が異なる場合があるため、新たに愛媛県独自の県下統一のアセスメントツールを策定し、市町と共有化を図ります。これにより、県と市町が虐待事例に対する共通の観点を持ち、支援機関間の相互理解の促進と連携の下、要保護児童への適切な支援を行います。

また、県と市町との更なる連携強化や担当職員の資質向上のため、市町職員の児童相談所へのOJT研修の受入れ、管内市町担当者会議の拡充、研修カリキュラムの見直しなども実施します。

▽情報の提供及び共有化（つづき）

【新規就農者育成支援情報の共有化】

新規就農者に対し、県と市町がシームレス（継ぎ目なく）に支援していくため、県が実施している育成研修等の受講修了者の情報を本人の同意の下で市町に提供することにより、市町独自施策（農業講座・実践研修等）の対象としても位置付け、一体的に支援する体制を構築します。

【河川の維持管理に係る緊密な連携】

河川管理に関し、県と市町とに所管が分かれる場合でも、相互に住民窓口としての一次対応や補修・改善が必要な場所の情報提供を行うなど、県と市町の連携により迅速な対応を行います。

【物品等の入札参加資格者の情報共有】

県の物品等の入札参加資格取得者情報を、希望する市町へ提供し、市町における指名競争入札等の参考として活用を図ります。

なお、将来的には、入札業務の簡素化に向け、県と市町の入札参加資格審査の一元化の可能性についても、検討を進めます。

【各分野の情報について共有化】

条例改正情報、消費生活相談関係情報、木材流通に係る県内企業及び原木需要情報、県の独自調査による地質調査データ、県道舗装工事箇所に係る情報等についても、県と市町間で情報の共有化を図ります。

▽行政の効率化

【消費者行政の連携】

県では、市町からのニーズを踏まえ、市町相談員の資質向上のための研修、相談員相互の意見交換会を開催するほか、県相談員が市町相談窓口を訪問し、技術支援を行うなど、市町の取組を積極的に支援します。

今後、更に、上記以外にも県と市町間で連携可能な事業について協議・検討を行います。

【感染症試験検査の集約化】

松山市が実施している遺伝子検査等の一部について、松山市から県（衛生環境研究所）に依頼し、県が一体的に検査を行うことで、引き続き検査ニーズに適切に対応しつつ、高額検査機器の維持や更新コストの縮減を図ります。

▽行政の効率化（つづき）

【長寿者訪問祝賀事業の連携】

県と市町がそれぞれで実施している長寿者訪問祝賀事業において、訪問対象者の意向を踏まえ、可能な範囲で一緒に訪問するなど、訪問対象者のニーズ（負担の軽減等）に応じた柔軟かつ効率的な対応を行います。

【観光振興事業での連携】

観光・物産振興分野では、これまでも県と市町が連携を図りながら取り組んできました。さらに今後は、県と市町が適切な役割分担の下、県外でのイベント・キャンペーンにおける連携強化、県HPへの情報集約やリンクの設定、県内外での物産販売など、より一層幅広い分野で連携を深めていきます。

【国際観光客誘致事業での連携】

県と市町、各種団体等により構成された協議会において、外国人観光客の誘致を進めているところであり、今後、各協議会への加盟市町の拡充を図ることにより、県と市町が一体となった国際観光客の一層の誘致促進に取り組めます。

【各種農業者協議会の効率的な運営】

女性農業者、青年農業者、認定農業者を対象とした各種農業者協議会は、市町村合併による市町村数の大幅減少を背景に、市町、地区、県という従来の重層的な組織体制の見直しについて自ら判断することが求められています。県と市町は、今まで以上に情報共有や連携を図り、組織活動を通じた担い手育成支援に取り組むことに加え、各地区の実情に応じた研修会や会議の開催等、効率的な協議会の運営を支援します。

3. 継続検討項目

以下の項目については、検討（あるいは研究）を継続し、協議の整ったものから実施に移していきます。

▽継続的な検討・研究のテーマ

【下水道乾燥汚泥利用】

産業廃棄物として取り扱われている下水汚泥について、民間の施設で加工し、有価物として資源化することにより、市町の処理コストの負担軽減及びCO₂排出量の削減を図る。

《検討の方向性》

下水汚泥を乾燥処理することにより、ボイラーの助燃材として製品化する計画を有する民間企業と、汚泥を供給可能な松山市・新居浜市及び県との間で検討を行った。

具体的には、実際に乾燥汚泥のサンプルを試作し、臭気、飛散性及び粘度等について定量的な評価を行い、生活環境への影響など乾燥汚泥の性状等について検証作業を実施している。

今後は、需要先として見込まれる複数の企業や事業者等へのヒアリング等を通して、問題点を検証するとともに、乾燥汚泥の客観的な取引価値や市場性についての確認を行い、燃料として資源化するための諸課題をクリアできるよう取り組んでいく。

また、県において下水汚泥を簡便かつ低コストで燃料化するための技術等について調査研究を行う予定。

【県と市町の合同庁舎化】

愛南町が建設する新庁舎の整備に併せて、同町内に所在する県の愛南庁舎（土木部、農林水産部関係事務所等が入居）の合同庁舎化を行うことにより、施設の維持管理等のコスト縮減や住民サービスの向上を図る。

《検討の方向性》

愛南町では、庁舎の老朽化や災害対応の観点から、新庁舎の移転・新築の検討を進めている。その際、庁舎整備に併せて、町内にある県の事務所も同一施設内に集約化することにより、土木や農林部門等において県と町の連携を図り、行政サービスの向上を図りたい意向を有している。

一方、県においても、愛南庁舎の老朽化が進む中、役場庁舎への集約化は、県単独での整備と比較し、初期投資と維持管理のトータルでコストの縮減が図られる見込みがある。そのため、具体的な協議を進めるに当たり、まずは合同庁舎化した場合の必要面積等の条件を愛南町に提示しているところ。

現在、愛南町では、建設地の選定については町議会、庁舎機能のあり方については住民懇話会で協議を行っている段階であり、庁舎整備の枠組みが固まった段階で、県との間で具体的な協議を行うこととしている。

▽継続的な検討・研究のテーマ（つづき）

【男女共同参画・国際交流の拠点施設集約化】

県と松山市の男女共同参画推進の拠点施設である愛媛県男女共同参画センターと松山市男女共同参画推進センターは、設置目的や機能が類似している。また、県と松山市の国際交流協会も、設置目的や活動内容が類似している。そのため、県と松山市の拠点施設の集約化を図ることにより、事業の一層の連携強化や経費節減、利用者の更なる利便性向上、施設の利用率の向上等を図る。

《検討の方向性》

県と松山市の間で、財団の意向も踏まえながら、施設の集約化についての協議を行う。

【公営住宅の一体的な管理】

県営住宅と市町営住宅の管理の一元化を図ることにより、公営住宅の管理業務の効率化と入居希望者の利便性の向上を図る。

【建設工事等の入札契約業務】

建設工事等に係る入札業務の負担軽減やコスト低減を図るため、県と市町間で入札参加資格申請審査の一元化や、電子入札システムの共同利用化を図る。

【教職員の人事権移譲】

松山市内の小中学校に勤務する教職員の人事権を松山市に移譲することにより、地域のビジョンや特性を踏まえた人材養成を図る。

【特別支援教育の充実】

四国中央市内に、新たに特別支援学校を設置することにより、遠隔地への通学や就学を余儀なくされている児童や家族の負担を軽減する。

4. 個別課題への対応

連携政策会議での検討項目のほかに、県と市町で連携する取組（24年度新規・拡充分）は、以下のとおりです。

24年度に実施する連携の取組

〔◎・・・新規 ○・・・拡充〕

- ◎JR予土線活性化の推進
 - ・ワークショップの開催、沿線マップの作成
- ◎自主防災組織の強化
 - ・自主防災組織への研修や訓練等に講師派遣
- ◎緊急津波対策の推進
 - ・宇和海沿岸5市町が行なう津波対策事業の推進
- ◎物産観光情報発信拠点の運営
 - ・物産情報・観光情報の発信
- 愛媛県宇和島圏域観光振興イベントの実施
 - ・「えひめ南予いやし博2012」開催（4～11月）
- ◎しまなみ海道の魅力創出
 - ・フィールドワークの実施、サイクリングの環境整備
- 台湾との観光交流促進
 - ・チャーター便によるインバウンド対策
- ◎台湾とのサイクリング交流
 - ・台湾とのサイクリングを通じた交流促進
- 住宅用太陽光発電の導入促進
 - ・市町が行う住宅用太陽光発電システムの導入促進事業の支援
- 木造住宅の耐震化促進
 - ・市町が行う木造住宅耐震化事業の支援

【参考】23年度に実施した主な新たな連携の取組

- ◎東日本大震災の被災地支援
 - ・県と市町が一つの「チーム」として効果的に被災地を支援
- ◎えひめ・まつやま産業まつりの開催
 - ・県と松山市がイベントを共同実施
- 人事相互交流の拡大
 - ・県と市町の連携を一層深めるため、相互交流職員の大幅拡充



第5章 「チーム愛媛」の推進

1. 「チーム愛媛」の基本理念

少子高齢化の進展や地方経済の低迷、地方自治体財政の悪化など、愛媛県を取り巻く環境は厳しさを増しています。このような中で、活力と魅力あふれる地域社会の実現を図るためには、県や市町がより一層連携し、限られた地域資源を最大限有効活用する「チーム愛媛」の取組が強く求められています。

「チーム愛媛」の基本理念は、県と20市町が、「One for All」、「All for One」の精神の下、それぞれ規模や特性に応じた役割と責任を分かち合い、長所を活かし短所を補うことで総合力を発揮し、1+1が「2」ではなく「2+α（プラスアルファ）」の効果を生み出すことにあります。

このような意味で、昨年3月に発生した東日本大震災における県と市町の被災地支援（物資の収集・搬送、職員派遣等）や、「えひめ愛顔の助け合い基金」を活用した被災地の修学旅行生受入れは、「チーム愛媛」の象徴的な取組と言えます。

県・市町の総合力発揮

『チーム愛媛』

活力と魅力あふれる
“えひめ”の実現

地域の個性

得意分野

創意工夫

地域資源

◇「チーム愛媛」としての取組

- 県と市町で連携する取組への参加
- 規模や特性に応じた役割分担
- 地方自治体間における相互補完



2. 「チーム愛媛」推進の取組

「チーム愛媛」の取組は、二重行政の解消だけでなく、産業、暮らし、人づくり、環境など、県民生活に直結する様々な地域課題への対応においても、積極的に活用する必要があります。

「チーム愛媛」が実質的に機能するためには、大局的な視点を持って連携に前向きに取り組む意識を県と市町の職員一人ひとりが持つとともに、地域の特性や実情を踏まえた実効性のある施策を推進する能力を身に付ける必要があります。そのためには、県と市町の垣根を越えて、行政課題を研究し、施策を企画立案することなどにより、県と市町の職員の意識改革と政策立案機能の強化を図ることが求められています。

また、「チーム愛媛」の基盤を確固たるものとするためには、県が、これまでの市町への助言者としての立場から更に踏み込み、基礎自治体の現場に入ることも重要となります。現場を知ることで、市町が直面する課題や悩みを共有し、同じ目線で一緒になって解決策を考える包括的な体制をとることが可能となります。

県と市町では、このような考えを共有しながら、今後、「チーム愛媛」の推進に向けた取組を総合的に推進します。

以下、具体的な取組を紹介します。

「チーム愛媛」推進に向けた取組

分野		H23年度	H24年度	H25年度～
政策の連携・一体化	県・市町連携政策会議 (H23.2設置)	二重行政の解消等		
			政策課題への対応(連携政策の共創)	
			合同政策研究G活動の推進	
相談・サポート体制の強化			市町支援担当職員制度、BBSの整備	
行政改革・分権改革の支援			行革甲子園の開催	
	市町への権限移譲			
人事交流・人材育成		人事相互交流の拡大		

基礎自治体重視の県政

『チーム愛媛』の推進

3. 地域の政策課題に対する連携施策の創出

「自立」と「創造」による地域本位の行政の推進を図るためには、地方自治体自身の徹底した行財政改革とともに、創意工夫の下、地域の実情等を踏まえた実効性のある施策を立案・推進することが求められています。

特に近年、地域課題が複雑多様化し、単独自治体では解決困難なケースが増加する中、共通する課題を対象に県と市町が企画段階から協議・検討を行い、連携・協力して課題解決を図る愛媛県独自の施策を創出することとしています。

この取組では、二重行政の解消のみならず、お互いが協力し合うことによって、プラスの効果を生み出すことも追求します。

▽県・市町連携政策会議で実現を目指す取組

■ 地方分権の推進

⇒ 『自立』と『創造』による地域本位の行政の実現

『 自 立 』

地方が権限と責任を持ち、地域本位の行政を行うためには、国からの権限や税財源の移譲とともに、地方自治体自身の徹底した行財政改革が不可欠

『 創 造 』

地方の特性や実情を踏まえた、実効性のある施策を推進するためには、地方公共団体職員の意識改革と政策機能の強化が不可欠

～自立のための”連携”～
「県と市町の二重行政等の解消」
 ⇒ 地方自治体の垣根を越えた行政改革の推進

～創造のための”連携”～
「県と市町の連携施策の創出」
 ⇒ 地方自治体の個別取組では解決困難な地域課題への対応

連携・一体化による行政課題
 (事務の効率化・コスト削減)への対応

県と市町の連携による政策課題
 (地域課題)への対応

◇県と市町の連携施策の創出

(1) 対象となる取組

▼県・市町ともに対応が求められる重要な政策課題

(2) 参画者

▼県及び市町

(3) 取組内容

▼新規の政策課題

県と市町が施策の企画段階から協議を行い、相互連携の仕組みを組み込んだ施策を創出

▼既存の政策課題

「既存の個別施策を組み直し」

「既存施策に新たな連携施策を上乗せ」

「県・市町の個別取組のつなぎ合わせ」 などにより、新たな連携施策を創出



◇連携施策創出のスキーム

▽連携施策創出の対象となる検討テーマ(施策)の募集



▽連携政策会議において、当該年度に連携施策の創出を協議・検討する検討テーマ(優先推進施策)の決定



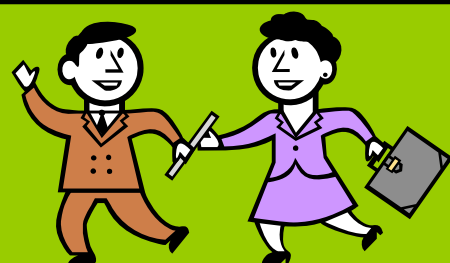
▽検討テーマ(優先推進施策)ごとにワーキング・グループを設置、施策内容を検討



▽連携政策会議において施策決定(県と市町で予算化)

(次年度)

▽県と市町による連携事業の実施



4. 市町支援の体制の充実

今後、ますます複雑・多様化することが見込まれる市町の行政課題に対して、県が市町と緊密に連携し一緒になって解決に当たるとともに、的確な政策形成・立案が積極的に展開できるよう、市町に対する総合的な『相談・サポート体制』充実に努めます。

《市町支援担当職員制度》

【実施体制】

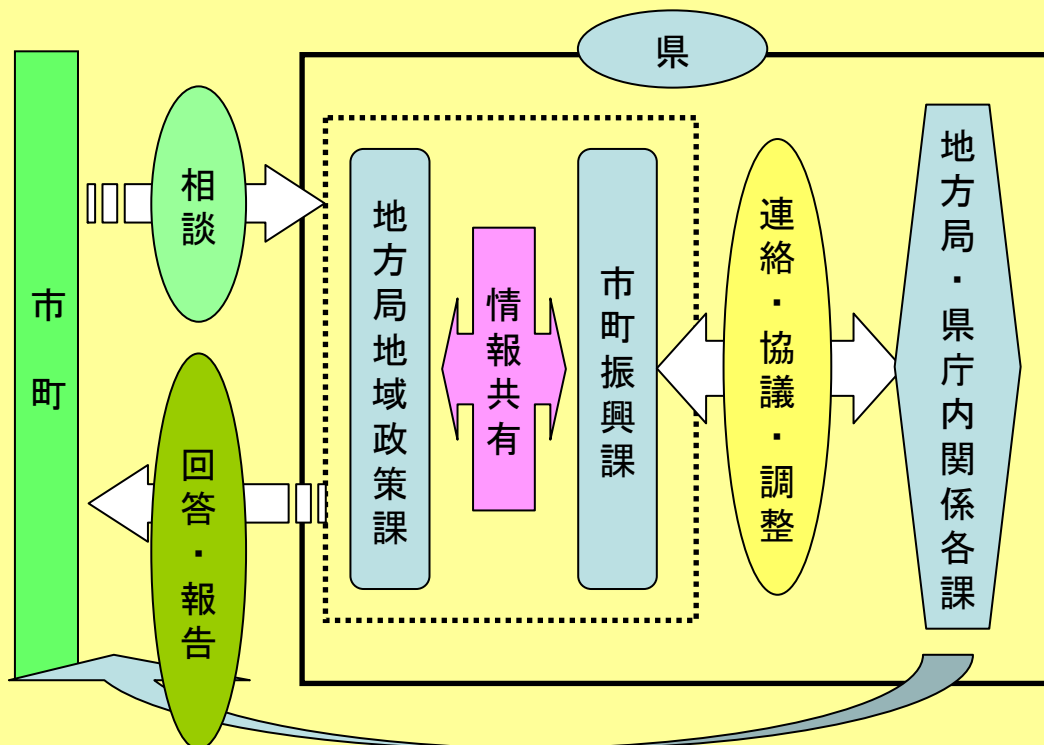
- 総務部市町振興課
各市町を2名で担当するとともに、市町を積極的に訪問
- 地方局地域政策課
管内の状況に応じて柔軟に対応

【対象となる相談内容】

- 新たな地域課題への対応
- 部局横断的な課題（県の所管部局が複数にまたがる案件又は明確でない案件）

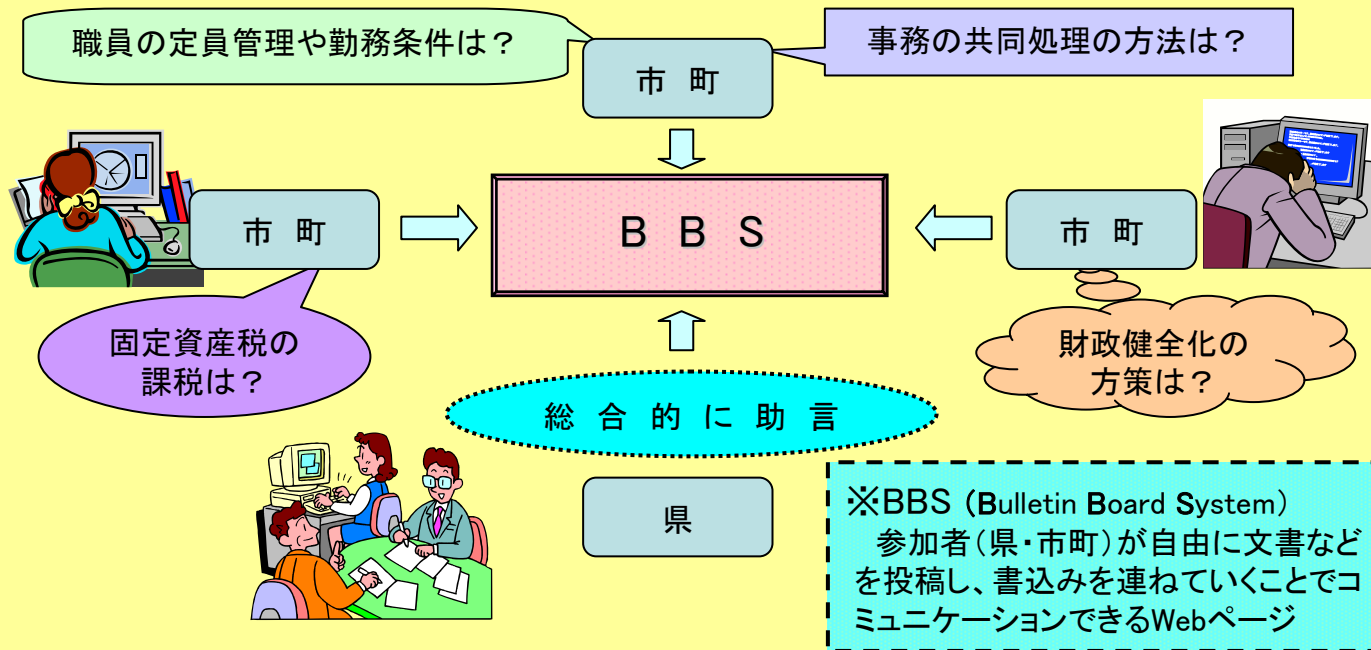
【相談があったときの対応】

- 相談を受けたら、原則として両者（市町振興課、地方局地域政策課）で情報共有
- 地方局で対応可能な相談は、地方局で処理



《市町サポートBBS》

市町共通の課題やその解決策について、時期を失することなく他市町の事例等を共有することで、スムーズでよりきめ細かな対応が可能となるよう、LGWAN掲示板サービスを活用した電子掲示板（BBS）を開設します。



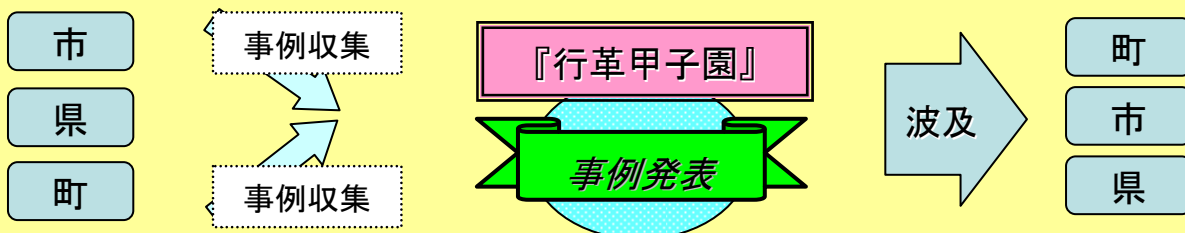
5. 行政改革・分権改革のための取組

市町の行政改革の支援や、分権改革につながる取組を行います。

《行革甲子園》

厳しい財政状況を背景に、市町で取り組んできた簡素で効率的な行財政システムの構築や公共サービスの維持向上などの行政改革事例の検証を促すとともに、市町間で行政改革のノウハウを共有し、知恵と工夫による市町の更なる行政改革を支援するため、「行革甲子園」を開催します。

「行革甲子園」では、各市町における合併以降の経費節減のための創意工夫や、新市町の一体感を醸成する取組、新たな行政ニーズに対応した積極的な取組について事例発表を行い、他団体への波及を図ります。



《市町への権限移譲》

地方分権の進展や市町村合併が進んだことによる市町の広域化や規模・能力の拡大など、地方自治を取り巻く環境が大きく変化する中、県と市町は適切な役割分担の下、地域住民に身近な行政はできる限り市町で受け持つことが求められており、権限移譲の必要性はますます大きくなっています。

このような中、国においては、地方自治体の自由度を拡大し、自主性や自立性を高めるため、基礎自治体への権限移譲に加え、義務付け・枠付けの見直しや条例制定権の拡大の具体化に取り組んでいます。

県においても、市町からの権限移譲希望なども踏まえ、移譲項目の見直しを図りつつ、受入体制の整った市町から段階的に移譲します。

【第1次・2次一括法による役割分担等の見直し】

権限移譲	義務付け・枠付けの見直し 条例制定権の拡大
<p>◆国（第2次一括法） （基礎自治体への権限移譲（47法律））</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▽未熟児の訪問指導 ▽家庭用品販売業者への立入検査 ▽騒音、振動、悪臭に係る規制地域の指定 ▽理・美容所などの衛生措置基準の設定 等 	<p>○第1次一括法（41法律）</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▽児童福祉施設の設備・運営に関する基準の条例委任 ▽道路の構造の技術的基準の条例委任 等 <p>○第2次一括法（160法律）</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▽公立高等学校の収容定員の基準の廃止 ▽地方債発行に係る総務大臣・知事の協議の一部見直し 等

6. 人事相互交流の拡大

基礎自治体重視の県政運営を進め、県・市町の連携を一層深めるためには、人事交流を積極的に進めることが重要です。

県職員にとっては、市町の住民と直接触れ合う現場経験が貴重な機会となり、また、市町職員にとっては、広域的な行政に携わることで大局的見地に立った施策展開や総合力が養われるという相乗効果が期待されます。職員の「相互交流」により、連携の推進役を担う人材となる職員の育成を推進します。

相互交流（県⇄市町）

拡大

22年度 1市 1名（専門職）

23年度 11市町20名（事務職、専門職）